

南アジアにおけるコミュナル暴動と難民化

——1950年暴動とネルー・リヤーカト合意——

佐藤 宏
きとう ひろし

はじめに

- I 1950年暴動と難民問題
 - II 難民の流出と戦争の危機
 - III ネルー・リヤーカト合意の成立
- おわりに——ベンガル暴動と国民国家形成——

はじめに

先立つ2つの稿で、筆者はまずインド・パキスタンの分離独立にともなって国境の両側に大量に排出された難民の市民権（国籍）をめぐる法制上の問題を扱い、ついで国民国家形成過程で周縁化されたマイノリティが、難民として排出されていく過程をたどってきた^(注1)。新たな国家における「国民」の領域を一刻も早く確定したい両国の政治指導層にとって、「自国民」と「他国民」の境界領域に漏出する難民という存在は、かれらの努力をたえず脅かす搅乱要因であった。とりわけベンガル地域では、分離独立後に人口の「総入れ替え」ともいべき難民の大移動がみられたパンジャーブとは異なって、難民排出は断続的な大波をともなう長期の過程となった。

本稿でとりあげる1950年2月から3月にかけてのベンガル暴動では、国境の両側に100万人を超す難民の群れが排出された。しかも、この暴動が発生したのは、インド憲法の施行直後で

あった。インド憲法は、その施行後に発生する市民権問題については連邦議会による立法に委ねたが、市民権法が制定されたのは、ようやく1955年になってからであった。それゆえ、1950年ベンガル暴動による難民は「市民権の真空状態」のなかに投げ出されたのである〔佐藤2004b〕^(注2)。事情はパキスタンにとってもさほど異ならなかった。難民を「自国民」と扱うのか、あるいは避難を求める「他国民」として一時的な保護の対象にするのかという、市民権解釈上の深刻な課題が、ベンガルの暴動によって投げかけられた。

ふりかえれば、分離独立以降、インド、パキスタン両国は、それぞれ速やかに国家形成の過程をしあげるために、相互の領土に残されたマイノリティ（主としてヒンドゥー教徒とムスリム）を相手国の国民として認め合うことによって、国籍の扉を閉じようとしたのである^(注3)。両国こののような目論見の一一致した地点に、マイノリティの大規模な移動を抑制し、「自国民」であるマイノリティの権利保障をお互いに譲り合う1948年12月の両国間合意が成立した（前稿、とくに第Ⅲ節での論点である）。

しかし、こうした合意の一方で、カシュミール、さらにはハイダラーバード併合などの領土問題、パンジャーブの水利問題、さらには1949

年秋のポンド切り下げを背景とする両国間の貿易杜絶など、印パ関係は厳しい緊張のなかにあった。その緊張は、独立からまだ3年も経ていない両国にとって、国家の存立そのものを賭けた対立へとつながった。とくに、あらゆる面でインドに比べ劣位にあると自覚するパキスタンとその国民にとって、国家的危機感がインドの一挙手一投足への過剰な猜疑心となって現れることは、防ぐに困難であった。それゆえ、パキスタンは、イギリスに領土保全の保障を求める動きをみせ、あるいはまたインドとの間での不戦協定にも関心を示したのである。そのなかにあって、ひとりマイノリティ問題のみが、緊張と対立の埒外に置かれるというようなことは、期待できたであろうか。

1950年ベンガル暴動の深刻さは、前稿で描いたマイノリティの周縁化、コミュナル暴動、難民化という連鎖が、難民への国籍付与問題をほとんどの白紙に近い状態にひき戻したことだけではない。この暴動が、カシュミールをめぐる危機を凌ぐ戦争の瀬戸際へと両国を押しやったことは、これまであまり認識されてこなかったのである。インド・パキスタンの国民国家形成過程は、この1950年ベンガル暴動に端を発した戦争の危機と、その収拾策として成立したネルー・リヤーカト合意（デリー合意）を経て、皮肉にも一歩前に踏み出すことになった。前稿に引き続き、両国の国民国家形成過程に視点をすべて、そのなかでの1950年暴動の意味を探ることが本稿の課題である^(注4)。

前稿の序論において、私はインド・パキスタンの国民国家形成過程を可能な限り立体的に描きたいと述べたが、本稿では、暴動から難民排出への連鎖という社会的・政治的な次元に加え

て、両国の国民国家形成への国際社会による関与についても論じなければならないだろう。両国の国民国家形成過程は脱植民地化の延長上にあるという一般論で済ますわけにはいかない。なによりもイギリスは、インド帝国の解体の中から生まれた両国の国民国家形成過程に、中立的な第三者を装うことはできない準当事者であったからであり、さらに1950年ベンガル暴動は、第2次大戦終結直後のアジアにおける新たな戦争の火種として、国際的な憂慮を招きよせたからである^(注5)。

I 1950年暴動と難民問題

1. 暴動の発端とその拡大

東西ベンガルを巻き込み、アッサム、ウッタル・プラデシュ、ラージャスターなどへと波及した1950年暴動の引き金は、前年の12月に発生した東ベンガルのクルナ（Khulna）県バゲルハート（Bagerhat）・タナ（警察管区）での警官と民警団（アンサール）^(注6)によるヒンドゥー教徒への襲撃事件であった。ヒンドゥーの集落カルシラ（Kalshira）村に潜んでいるとの通報のあった共産党員ジョイデブ・ブラフマ（Joydeb Brahma）の逮捕に向かった警官隊が逆に村民によって襲われ、警官1名が殺害された。警官隊は周辺のアンサールも動員して村人に報復攻撃を行った^(注7)。独立前夜のベンガルにおける農民運動でもみられたことだが、同僚の復讐にあたっては、警官たちは度の過ぎた残忍さを示すものである。

カルシラ村での襲撃事件をきっかけに、クルナ県周辺からの難民がカルカッタとその近郊に流入するとともに、西ベンガル州での緊張も次

第に高まった。西ベンガル側では、難民流入をパキスタン政府によるヒンドゥー教徒への意図的な排除政策ととらえ、対抗措置としての領土割譲、軍事介入を求める声が広がった（本稿第Ⅲ節参照）。1949年の12月26日に「分割の取り消し」を決議した全インド・ヒンドゥー・マハーサバーは格好の材料を得て、煽動を活発化させた [DO 35/2990] ^(注8)。1950年に入り、1月15日、副首相サルダール・ヴァッラブバーパーイー・パテール（Sardar Vallabhbhai Patel）は、カルカッタ・モイダン（広場）での50万人の大集会で、「人為的な境界は、彼ら（東ベンガルのヒンドゥー教徒——引用者）を我々から切り離すことはできない」と述べて、東ベンガルからの難民への強い関心を表明した [Chopra 1999, 28-34]。この演説のどこにも、軍事行動を意味する言葉は見当たらないが、パテールには領土割譲要求とも受け止められる1948年11月のナーグプル演説がある [佐藤 2005, 22]。それとカルカッタ演説を重ね合わせれば、これを領土割譲要求へと結び付けることは容易である^(注9)。あたかも、彼の演説を待ったかのように、直後からムスリムへの襲撃事件が発生した。1月24日には、24パルガナ（24 Parganas）、ムルシダバード（Murshidabad）などの県でムスリムが襲われた^(注10)。30日には、カルカッタで4名のムスリムが殺害された [DO 35/2989] ^(注11)。クルナ県に端を発する暴動が、直ちにムルシダバード県に飛び火したという連鎖は偶然ではない。クルナ（ヒンドゥー教徒人口比率50.31パーセント、1941年センサス）とムルシダバード（ムスリム人口比率、同56.6パーセント）は、その人口構成に逆らって、ラドクリフ裁判（英領ベンガル分割の裁判）が、それぞれパキスタンとインドに割

り振った県であったからである [DO 35/2989] ^(注12)。クルナのヒンドゥー教徒とムルシダバードのムスリムは、アンサー（民警團）やヒンドゥー・マハーサバーの刃のもとにおかれた、相互の「人質」であった。

こうしたなかで、2月に入っての最大の被災地は、カルカッタのマニクトラ（Maniktala）やベリヤガタ（Beliaghata） [DO/2989] ^(注13)、およびフーグリ河岸の工業地帯であった。アダムジー・ジュート工場では、ムスリム労働者（クーリー）の住宅が襲われ、狭い路地は死体の折り重なる血染めの修羅場と化した [Zinkin 1962, 37-38] ^(注14)。バーター社の皮革工場もヒンドゥー教徒による襲撃の標的であった。難を逃れたムスリム労働者、約3000人の雇用先としてバーター社が新たに建設したのが、東ベンガル、ダカ市北にあるトンギーのバーター工場である [EBLAP VI (1), 22 Oct. 1951, 71]。

1950年暴動を国境の両側で取材したタヤ・ズインキンは、暴動の原因は現地への出動を怠ったクルナ県長官（District Magistrate）の怠慢にあったとしている。西ベンガル州政府やカルカッタの各紙が信じるように、ヒンドゥー教徒追い出しの青写真があった訳ではないとも、彼女は主張している [Zinkin 1962, 54] ^(注15)。しかし、独立直後のベンガルでマイノリティが置かれた環境は、前稿でみたように偶発的事件ですら大規模な難民化を誘発するには充分な緊張に満ちていた。さらに、共産党の影響力排除は、この時期には東ベンガルのムスリム連盟政府の基本的な政策でもあった。東ベンガル州のインドとの国境地域における「コミュニナル」暴動には、東ベンガル州政府による共産党や農民運動の掃討作戦の影がつきまとっていた^(注16)。

他方、東ベンガル側は、カルシラ村の事件を、インド側がその1カ月も後になってからとり上げ始めたことに、策謀的な意図を感じ取った^(注17)。東ベンガルでは、インドがカシュミール、ハイダラーバードに続く併合政策、さらにはパキスタンそのもの抹消を狙う軍事行動の口実として、この事件を利用しているという猜疑心が膨らんだ^(注18)。西ベンガルでのムスリム殺害だけでなく、こうした政治的猜疑心に裏うちされた報復は、ダカをはじめとする東ベンガルでのヒンドゥー教徒を標的とした暴動をいつそう激烈なものにした。

2月10日、ダカのセクレタリアート（政府合同庁舎）の前に血染めのサリーをまとった4名のムスリム女性が抗議に現れたことをきっかけに、セクレタリアート周辺は騒然となった^(注19)。州政府職員は、東ベンガルの首席次官A. アフマド (Aziz Ahmed)との自治領間合意にもとづく協議に訪れていた西ベンガル州の首席次官シュクマル・セン (Sukumar Sen)を包囲し、険悪な雰囲気となった。職員は、そのまま一斉に職場を放棄し、ダカ（旧）市街に向けてデモ行進を開始した。

当時のダカはブリ・ゴンガ川にそって西北から東南に延びる川沿いの旧市街（いわゆるオールド・ダカ）を核とし、鉄道線路から北は、従来からのダカ大学関連施設のほかに、政府庁舎を中心に次第に開発が広がり始めた段階にあつた^(注20)。職員のデモはナワーブプル・ロード (Nawabpur Road) を南に下り、ビクトリア公園で昼過ぎから抗議集会が開かれた。暴動は、直後から、このダカ旧市街を東西に分けるナワーブプル・ロード地域^(注21)を中心に、道路の主として東側に展開するヒンドゥー地区を嘗め尽

くすように拡がった。

地方各地に波及した暴動のうち最も悲惨な事件は、クミッラからモイメンシンに向かう鉄道のメグナ川に架けられた鉄橋上で発生した。列車を鉄橋上で停止させた暴徒が、客車内のヒンドゥー教徒を刺殺し、死体を川へ投げ込んだ。難を逃れようと川に飛び込んだ人々は河岸で待ち受けたムスリムによって撲殺された。列車襲撃は、ラージシャヒーをはじめ、全国各地に広がった^(注22)。

地方での特に大きな暴動はボリシャル県におけるノモシュドロ・カースト（不可触民）に対する攻撃であった。ここでは、独立前の州首相フォジュルル・ホク (Fazlul Huq) がカルカッタで殺害されたという噂が飛び交い、暴動の火に油を注いだ。ボリシャルでは、1947年以来、いわゆるポッドロロク（紳士階級）のヒンドゥー教徒がインド側に流出する動きが広がったが、不可触民のノモシュドロ・カーストは、ポッドロロクとの対抗上、ムスリムと政治的に提携するという傾向もみられたこともあり、顕著な流出は生じていなかった。しかし、上層ヒンドゥーが東ベンガルから脱出した後は、ノモシュドロが結束してムスリムに対抗することのできる唯一の集団とみなされ、漁業権をめぐる従来からの紛争などを背景に、ムスリム対ノモシュドロ・カーストの抗争も発生していた [Indian Commission of Jurists 1965, 359]。ノモシュドロ出身政治家としてパキスタンの連邦法務・労働相の地位にあったジョgendronath・モンドル (Jogendranath Mandal) は、1950年暴動による死者は東ベンガル全域で1万人、ボリシャルだけで2500人に上ったとしている [Indian Commission of Jurists 1965, 364]。モンドルは同

年9月カルカッタに避難したのち、10月に入りリヤーカト・ハーン首相への抗議の書簡とともに閣僚を辞した^(注23)。一方、3月28日のリヤーカトによる声明では、東ベンガルでの死者はダカで225名、その他全域で203名であった [Afzal 1967, 352]。

2. インド国内における反ムスリム暴動

1950年暴動の主要な舞台はベンガルであったが、その影響は、東部、北部インドの広い範囲に及んだ。攻撃の矛先はムスリムに向かられた。1950年4月にネルーは、「ムスリムを保護できないことが、インドの信用を落としている」と率直に認めている [JNLC II, 5 Apr. 1950, 58-59]。そして、「過去2、3カ月間に合計70万人程度のムスリムが東西パキスタンに逃がれた」と述べた [JNLC II, 17 May 1950, 95]。西ベンガルやウッタル・プラデシュ（以下UP）のムスリムに対するヒンドゥー教徒による暴力を、真剣に憂慮した点で、たしかにネルーの態度はインドの指導者の間では、この時期際立っていた [Hasan 1997, 175]。いっぽうサルダール・パテールは、暴動時の女性拉致、イスラームへの強制改宗など、ヒンドゥー教徒の被害についてネルーの注意を喚起したが [Das 1974, 103]、インド・ウラマー協会 (Jamiat Ulama-i-Hind) からのカルカッタ・ムスリムの保護要請に対しては、危険に曝されているのはインド（のムスリム）ではなく、東ベンガル（のヒンドゥー）であるという、切迫した状況にそぐわない冷淡な回答を寄せている。これは1950年2月11日から25日にかけてのやりとりである [Das 1974, 144-147]。ただし、パテールも東ベンガルでのヒンドゥー教徒への迫害を理由に、インド・ムスリムへの攻撃を合理化しようとする行動は断固として非

難した。それは「野蛮な激情」に過ぎず、「われわれインドの立場を強化する」ことにつながらないとみたからである（パテールの2月11日付け声明 [Chopra 1999, 51]）。

カルカッタと西ベンガル各地でのムスリムへの攻撃は、2月いっぱい止むことなく続いた [Biswas 1993, 41-44]。そして3月上旬には暴動はフーグリ両岸のジュート工場地帯に再び広がったのち [DO 35/2989] ^(注24)、第4週に入って最後の猛威をカルカッタのフーグリ河対岸、ハオラ (Howrah) 地区でふるった。「3月26-27日のムスリム虐殺をひきおこした暴徒の襲撃は、まさに1946年8月16日を」想起させるものであったと、鎮圧のために急遽ハオラ県の県副長官 (ADM) に任命された A. ミトロは記録している。ミトロは、その年の1月に、独立後第1回のセンサス実施の任にあたる西ベンガルのセンサス長官に就任したばかりであった^(注25)。3月24日に始まったハオラの暴動とそれに対する軍の鎮圧は、各紙が「戒厳令」と誤報するほどに激しいものであった [Mitra 1991, 73]。3月26日には、ベンガル商工会議所会頭キャメロン (A.L. Cameron) がハオラの北約30キロにあるボンデル (Bondel) の町で反ムスリム暴動に巻き込まれ、ムスリムの使用人とともに殺害された [SWJN 14 (1), 145-146; Zinkin 1962, 32-34, 36; Das 1974, 143-144] ^(注26)。東ベンガルでのヒンドゥー教徒迫害を非難してきたインド側は、この事件によって国際的にも釈明の余地のない立場に追い込まれた。キャメロン殺害事件がインドの指導部に与えた政治的衝撃については、後に詳しく見ることにする。

東ベンガルでのヒンドゥー教徒襲撃は、アッサム州をも揺るがせた。ヒンドゥー教徒難民が

東ベンガルに隣接するゴアルパラ (Goalpara), カチャール (Cachar) などの県に流入するいっぽう、独立前からブラフマプトラ河やシェルマ河の低地帯に入植したムスリム農民が襲撃の標的となつた^(注27)。前稿で触れたように、暴動と時を同じくして、3月1日には、「有害な」移民の摘発・送還を目的とする連邦法, The Immigrants (Expulsion from Assam) Act, 1950 が制定された。アッサムでの暴動は、この2つの要因の相乗作用によるものであった。

最も被害のおおきいゴアルパラ県では約1000人のムスリムがトライブ民のサンタルらによって殺害され、東ベンガルのロンゲプル (Rangpur) 県にムスリム難民が大挙流入した [SWJN 14 (1), 10 March 1950, 102]。また、「ムスリムに対する大衆蜂起 (Mass uprising against Muslims)」とネルーは形容しているが、独立前のムスリム移住者までが被害にあっていことに、アッサム州選出の連邦議員 R.K. チョウドゥリー (Rohini Kumar Choudhuri) の注意を喚起している [SWJN 14 (1), 9 Mar. 1950, 95]。

アッサムでの暴動被災地はゴアルパラとボルペタ (Barpeta) の2県に集中した。州首相 G. ボルドロイ (Gopinath Bordoloi) が、州議会の会期やカルカッタでのネルーらとの協議に忙殺されながらも、2県の暴動沈静化に奔走している姿は、3月1日から19日までの彼の日記を収録している Baruah (1992, 263-278) から浮かび上がる。ボルドロイは、移民摘発・送還立法の制定日である3月1日には、同法の制定で緊張が走るゴアルパラでムスリムとヒンドゥーの調停に当たっている。立法の趣旨は、政府に権限を与えるのであって、個人や社会が秩序を私す

るのは許されないとボルドロイは説得に努めた [Baruah 1992, 268]。すでに末端社会では、実力によるムスリムの排斥が始まっていることがうかがわれる。ボルドロイの行く先々では、ムスリム移民の集落が焼き打ちされ、河の土手や駅舎には、何千というムスリムが難を逃れて救援の手を待っていた。ボルドロイの説得と安全の保証にも関わらず、かれらは帰村に応じなかつた。一部ではヒンドゥー教徒に反撃を加えるムスリムもあり、アッサム平地特有の少数民族であるボロ (Boro, Bodo) が、移民による襲撃を恐れて弓矢で武装している姿にも出くわした。ボルペタ駅からは、鉄道で東ベンガルに逃れたものが4万人、おそらく無賃乗車もいれれば、10万人が脱出したとみられる。抜け目ないモトッボル (ムスリムの地元顔役) のなかには、1ルピー-12アンナの乗車券を700ルピーで売り捌くものもいたという [Baruah 1992, 277]。

日記の記述で気付くのは、ボルドロイが暴動をパキスタンでのヒンドゥー教徒への襲撃の反作用と見、かつ責任はパキスタンにあると断じていたことである [Baruah 1992, 272, 274]。この混乱のなかで、彼はネルーによる示唆もあり、制定されたばかりの移民摘発・送還立法の適用は、事態を悪化させるものとして、当分その執行を見合わせることに同意した [Baruah 1992, 271] ^(注28)。

暴動によるムスリム農民の脱出は、耕季の始まりにあたって中央政府、州政府とともに危惧の材料となった。1949年9月のイギリスのポンド切り下げがひき起こした印パの対立によって、両国間貿易はほとんど停止状態に陥った^(注29)。インドはジユートを東ベンガルに依存しており、インド国内の重要なジユート産出地域であるア

ッサム・ゴアルパラのムスリム農民の流出は、その点で痛手であった。ネルーは、カチャール (Cachar) に流入したヒンドゥー難民を一時的にゴアルパラに移してジユート耕作を開始するようボルドロイに提案している [SWJN 14 (1), 2 Apr. 1950, 167; SWJN 14 (2), 10 Apr. 1950, 19]。「一時的に」と限定しているのは、こうした措置が流出した難民の帰国を妨害しかねないことを、ネルーは知っていたからであろう。だが、いったん耕作を始めてしまえば「一時的」である保障はどこにもない。分離独立でジユート原料産地の大半を失ったインドとしては、原料確保は至上命令であった。ボルドロイは1950年4月14日の返信で、難民6万人をカチャールからゴアルパラに移動させたと答えている [SWJN 14 (2), 163]。^(注30)

1950年暴動を頂点に、分離独立後東ベンガルに流入したムスリム難民の規模については、信頼に値する資料がえられないが、東ベンガル州議会での州政府による発表を集計すれば、東ベンガル州全体で少なくとも100万人のムスリムが、この時期までにインドから流入していると考えて間違いはない。国境周辺の地方都市には10万の単位で難民が流入した [佐藤 2005, 3]^(注31)。

また、1950年暴動のUP、ラージャスターなどへの波及も無視できない規模にのぼった。この地域のムスリムの多くは、東ベンガルよりも、ラージャスター州とスindh州の国境から西パキスタンに流入した。その規模は同年5月までに約20万人にのぼった [SWJN 14 (2) May 23, 1950, 133-134]^(注32)。

1950年以後も、ベンガルに比べて注目されることが少ないが、UPなどからの西パキスタン

への流出は絶えることなく続いていた^(注33)。国境のコークローパル (Khokropar) ポストを経由するムスリム難民の多くはパキスタンへの入国許可を持たない難民であるとされ、1952年1月から9月の間に5万3209名（そのほとんどはUPから）、さらに同年10月15日から31日までの間に1247名、11月1日から20日の間に1203名と、相当な規模の流出が続いた [JNLC III, 4 Dec. 1952, 194]。1953年末には、1日平均3000名から4000名が出国したというネルーの報告もある [JNLC III, 1 Dec. 1953, 462]。

III 難民の流出と戦争の危機

1. 1950年暴動とネルー

1950年2月の両ベンガルでの暴動と大規模な難民の流出は、1948年12月の両国合意^(注34)にみられたような現状維持的立場の修正を迫るものであった。マイノリティの権利保障を両国が責任もって実行することによって難民の流出を防ぐという対応は、大量難民の発生のまえには無力であった。1950年暴動は、難民への一時的保護にとどまらず、すでに閉ざされたはずの難民受入、国籍付与の扉を、ふたたび開かせることになった。

すでに触れたように、西ベンガル州政府がクルナ県での不穏な情勢を知ったのは、警官殺害事件から1ヵ月も後の1950年1月20日であった。ヒンドゥー・ムスリム暴動は国境の両側ですでに散発的に発生し、難民のインド領への流入も目立ち始めた。

1950年2月1日、インド連邦下院では、東ベンガルからの難民流入に関する議事延期動議が提出されたが、この段階でもネルーは事情の把

握ができていないことを認めている [SWJN 14 (1), 1 Feb. 1950, 35]。ダカでの暴動が発生した2月10日には、さすがに両ベンガルにおける事態の深刻さを報道関係者への声明で認めるが、リヤーカト・アリー首相に、この件に関する最初の電報を送ったのは2月17日になってからであった [SWJN 14 (1), 1 Feb. 1950, 37,38]。この日、ネルーは西ベンガル州首相B. C. ライにも書簡を送った。事態を重視し、もはや逡巡ではなく明確な決定が必要だとネルーはのべるが、その一方で、「モンスーン前」は対立が深刻だが、7, 8カ月程度の長期の観点で対応すべき問題だと、いささか傍観的な観察を披瀝してもいる [SWJN 14 (1), 1 Feb. 1950, 42]。リヤーカトへの電報で、ネルーはダカ駐在の副高等弁務官による被災地訪問の容認を求め、両国の代表からなる合同調査を提案した^(注35)。翌日リヤーカトは、合同調査には反対し、両国首相の共同声明による事態の沈静化を提案した [SWJN 14 (1), 1 Feb. 1950, 42]。2月20日、ネルーは共同声明発表を歓迎したものの、マイノリティの動搖を抑える効果があるとして、共同調査提案を繰り返した。また東ベンガル州政府が、難民の出国に際して、所得税完納証明や、インドでの居住証明を要求するなど、難民の出国を事实上妨害していることにも再考を促した [SWJN 14 (1), 1 Feb. 1950, 45]^(注36)。しかし、この段階ではいずれの側もマイノリティの流出を防止することに关心がむけられており [Das 1974, 104]、その意味で、前稿で検討した、1948年の合意の線を崩すような提案は、いずれの側からもだされなかった。

2月のこの時期、カルカッタで中央政府救援・定住（閣外）相M. サクセーナ（Mohanlal

Saksena）主催の西ベンガル州、アッサム州首相に、難民組織代表のM. サハ（Meghnad Saha）^(注37)を交えた会合がもたれた。この場でもサクセーナは対策を一時的な救援策に限定していた。西ベンガルの難民対策責任者であったH. ボンドパッダイは、こうした消極的な政策の背景には、カシュミール問題があると考えた [Bandyopādhyāya 1982, 41-42]。ヒンドゥー教徒をすすんで受け入れれば、カシュミールに対するインドの主張の根拠が崩れるという配慮からであろうと彼は推測した^(注38)。

しかし、2月に入って続々と伝えられた、列車の襲撃や避難途上の難民の殺害や略奪・暴行の報は、インド側、とくに西ベンガル州の世論を硬化させていった。ライ州首相ですら、ネルーとの電話のなかで、戦争以外にマイノリティを守る手段はないなどと興奮のあまり口走るありさまであった [Chakrabarty 1974, 154-155]。ヒンドゥー・マハーサバーなどは、公然と「分割の取り消し」、つまり東ベンガルの併合のための軍事行動を要求した^(注39)。この主張を最右翼として、世論の中には、東西ベンガル合せて1500万人を超すマイノリティ人口の総入れ替えや、東ベンガルの数県の割譲（具体的にはジェッソール、クルナ、ディナジブル）といった、いずれにせよ軍事行動を不可避とする感情的な反応が噴出した^(注40)。民間で義勇軍を募り、東ベンガルに侵攻するといった動きすら伝えられた [SWJN 14 (1), 27 Feb. 1950, 72]。会議派西ベンガル州支部や中央指導部のなかにも、こうした主張に与する部分もあったと推察される^(注41)。他方で、リヤーカト首相の非協力的な反応は、ネルーを窮地に追いやっていた。

2月20日、ネルーは同日中に2度目の電報を

リヤーカトに送り、全く新しい提案を行った。ネルーとリヤーカトがともに被災地を視察するという提案であった [SWJN 14 (1), 27 Feb. 1950, 46] ^(注42)。この日、サルダール・パテールに送った書簡で、ネルーは戦争を回避しようという自らの方針への党内での支持の欠如に不満を洩らして、首相辞任の意を伝えた^(注43)。また、戦争ではない何か衝撃的な手段 (striking step) が必要であるとし、自らの辞任と個人の資格での東ベンガル被災地訪問の希望を述べた [SWJN 14 (1), 27 Feb. 1950, 47-48]。リヤーカトへの新たな提案も、ネルー自身による東ベンガル訪問に事態打開への期待をかけていたことを示している。容易に想像できるように、ネルーは1946年のマハートマー・ガンディーによるノアカリ巡礼のひそみに倣おうとしたのである [SWJN 14 (1), 27 Feb. 1950, 99]。

リヤーカトの回答は4日おいて2月24日に届いた。しかし、副高等弁務官が被災地を訪問するための便宜を供与するという提案にとどまり、ネルーを失望させた [SWJN 14 (1), 27 Feb. 1950, 59] ^(注44)。3日後、リヤーカトは、2月23日にネルーが連邦上院で行った演説のなかで、これまでの提案がすべて無に帰したために、「その他の手段 (other methods)」を考慮せざるを得ないと述べた部分を、武力行使を唱えたものとして非難した。演説のこの部分は、確かにそのように読み取れるが、ネルーは、その意図を否定した [SWJN 14 (1), 27 Feb. 1950, 74] ^(注45)。3月に入りネルーは共同声明の発表をリヤーカトに督促するが、パキスタン側の反応は鈍かった [SWJN 14 (1), 1 Mar. 1950, 79]。パテールもパキスタンとの交渉による解決を否定しないまでも、その可能性にはきわめて懐疑的で

あった（例えば2月25日付けネルーへの書簡 [Das 1974, 105]）。

共同声明の起草が進捗をみせないなか、3月3日のラジオ演説でネルーは、カルカッタ訪問を発表した。3月6日から9日の第1回目のカルカッタ訪問（第2回は3月14日から16日まで）は、ひとつの転機であった。西ベンガルの現実を目の当たりにしたネルーは、難民の流れをくいとめることが絶望的であることをはっきりと認識した。彼らが東ベンガルに戻ることも期待できないと知った。難民の自由往来を保障し、安住の地の選択を許すことが事態の沈静化につながるという新たな認識は、大量移動を歓迎しないという、従来の立場からの大きな転換であった^(注46)。カルカッタ訪問中にリヤーカトに送られた電報文には、次のような表現まで現れる。

引き続き直ちに採らねばならない措置は、
[インドへ] 来ることを希望する人々に対して、それを容易にすることである。東パキスタンには、我々の憲法の条件に照らしてインド国民であり、国民たりうるかなりの数の人々がいる (a considerable number of persons in East Pakistan who in terms of our Constitution are or may become Indian nationals) という点を指摘したい（下線は引用者）。もちろん今のところ、その線引きは明確でなく、我々は国籍証明書を発行してもいいないし、国民登録簿を作成してもいいない。国籍に関する法的な議論をするのが私の意図ではない。あらゆる点からみて、保護された移動の自由が存在することが望ましいのであり、私の提案に真剣かつ迅速な配慮を賜りたい [SWJN 14 (1), 8 Mar. 94]。

憲法の施行により、国籍の扉が閉じられている以上、下腹部分の解釈は成り立たない〔詳しくは佐藤（2004b）参照〕。また、この暴動がなかったとすれば、ネルーがこうした認識に至ることもなかったであろう。事態の悪化に迫られて、難民の一時的受入という線すらおおきく踏み越えて、国籍問題に関する認識までを180度転換させているのである。憲法解釈としても受け入れがたい突然ともいえる認識の転換から、ネルーの動搖の振幅の大きさがうかがわれる〔注47〕。

第1回目のカルカッタ訪問後も、ネルーとリヤーカトは、頻繁に共同声明の草案を投げ合おうが、結論は得られない〔注48〕。介入を求めるインド外務省への電報は数百にのぼり [Dutt 1977, 53]、ネルーのもとにはパキスタンに対する「弱腰」を非難し、暗殺を示唆する脅迫状までが送りつけられた [SWJN 14 (1), 12 Mar. 109]。

2. 「断崖の縁」から——回避された印パ戦争——^(注49)

実際、この時の両国関係は、リヤーカト首相との合意成立後に、ネルーが連邦議会で用いた表現を借りるなら「断崖の縁 (edge of a precipice)」にあった [SWJN 14 (2), 10 Apr. 1950, 5-9]。独立後の印パ関係は、もっぱらカシュミールの対立を軸に語られるが、1950年のベンガル暴動が、2月末から3月末の1カ月の間に、両国を戦争の瀬戸際に立たせたことは、あまり注目されていない〔注50〕。

ネルーは全く軍事行動を否定していたのだろうか。3月11日に、ネルーはラジェンドラ・プラサード (Rajendra Prasad) 大統領に対して、「ここ数週間は」きわめて困難な情勢が予想され、死活の決定 (vital decision) を行わねばな

らない可能性があるとして、大統領の足止めを要請している [SWJN 14 (1), 107]。リヤーカトに対しては、第2回目のカルカッタ訪問中に、国境沿いに軍を展開させていることを婉曲に認めている〔注51〕。

3月13日ネルーは、第2回目のカルカッタ訪問に先立ち、リヤーカトに対して長文の書簡を送り、共同声明はすでに時期を失したとし、残された唯一の方策として首相会談による事態の打開を提起した [SWJN 14 (1), 111-115]。第2回のカルカッタ訪問の意義は、ネルーを迎えた西ベンガルの「戦争ヒステリー」状況のなかでも、東ベンガルの事情に通じた会議派党員、特にガンディー主義者とされるショティッシュ・ダスグプト (Satish Dasgupta) やプルフル・チヨンドロ・ゴーシュ (Prafulla Chandra Ghosh) らの間から、戦争回避への強い支持を得たことであった〔注52〕。デリー帰着直後のラージャゴパーラーチャーリー (C. Rajagopalachari) への書簡では、少し以前に比べれば、多少の気持ちの落ち着きがでてきたと正直な報告をしている [SWJN 14 (1), 16 Mar. 126]。しかし、パキスタン側の出方には変化がなく、3月17日、ネルーは議会での外務省予算討議のなかで、難民に国境を開放したが、「他に手段がなく、状況がそれを求めるなら、彼らに、その領土内で（つまりパキスタン国内で——引用者）保護を与えること」も考えられると、軍事行動の示唆とも受けとれる発言を行った [DO 35/2989] 〔注53〕。ラージャゴパーラーチャーリーへの3月19日の書簡では、「戦争への嫌悪とその帰結とを充分に理解し」ながらも、全く戦争を排除することができない状況を訴えている。

軍事行動へのネルーの躊躇の大きな理由は、

「戦争への嫌悪とその帰結」だけでなく、国外の支持の不在にあった [SWJN 14 (1), 19 Mar. 128]。3月23日午後に行われた閣議の後に、閣僚にむけて作成された覚書のなかで、ネルーは、そもそも軍事行動は、短期間で終結しないであろうし、さまざまな勢力（共産主義も含め——引用者）の角逐が見られるアジアの情勢を不安定化させるであろう。また、一方的と見られる軍事行動が国際的な干渉を引き起こし、インドは孤立するであろうと記した。また軍事行動は「分割の取り消し」を要求しているヒンドゥー・マハーサバーの狙いにはまることになると指摘した [SWJN 14 (1). 19 Mar. 141-144]。だが、ネルーは、唯一の建設的なアプローチは、パキスタンとの間になんらかの合意を成立させることないと主張する一方で [SWJN 14 (1). 19 Mar. 143]、「不測の事態に対する十全な軍事的備えは望ましいだけではなく、戦争への我々の意思をも示す必要がある。戦争の脅し(threat of war) はある程度の有利さと、圧力や制裁をもたらすことになる [SWJN 14 (1). 19 Mar. 142]」とした。後にふれるが、3月23日の閣議は、ただひとり戦争回避を主張したネルーが孤立した場とされているが、この覚書からは、主戦論に引きずられるネルーの姿もまた、浮かび上がるるのである^(注54)。

英外交文書によれば、インドはネルーが議会で声明を発した2月23日以降、三軍司令官を招集した軍事動員の計画を策定し始めた [DO 35/2989]^(注55)。最初に手をつけたのは東ベンガル国境への動員で、これはほぼ2月中に完了した [Do 35/2989]^(注56)。

ベンガル暴動は、当然ながら我々の関心を東部国境にひきつける。しかし、インドとパキス

タンの関係全体を見渡したときに、より重大な帰結をはらむのは、むしろ西部国境地域での動静であった。暴動発生後の緊張した両国関係を「断崖の縁」に立たせた最大の要因は、東部よりもむしろ西部国境地域へのインド軍の大規模な移動であった。

3月上旬になると、西部国境地域での配備が計画され、かつ実施された。これらの動きはパキスタン側も察知していた様子である。パキスタンは、インドの軍事的な準備が2月第3週から計画され、3月5日頃から始まったと見ていた。正確な情報である [DO 35/2989]^(注57)。カラチの英高等弁務官からのインドの兵力動員に関する代表的な報告を紹介してみよう [DO 35/2989]^(注58)。以下は Assistant Military Advisor, UKHCP, Major McCullagh のパキスタン総司令部訪問報告である。

UKHCP はパキスタン軍内で民族主義派 (nationalist clique) が力を得て、重大な事態が起きた際に、General Gracy (パキスタン三軍総司令官) らが無視される (bypassed) 危険性があると報告している。General Gracy ら英人幹部はインド側の事情も知らされていて楽観的である。しかし、軍のパキスタン化 (nationalization) が進めば危険は増す。パキスタン軍の情報部局は全く異なる意見で、インドの侵略を警戒する。インドは対パキスタン用に歩兵6個師団、1機甲師団、1パラシュート旅団（アグラで1949年11月以来訓練、50年3月には終了）、1機甲旅団を動員できる。パキスタンはこれに3個師団で対抗せねばならない。インドの配備で最も疑わしいには、ウダムプルに配備された第26歩兵師団である。何

らの任務もない自由な戦闘力で、カシュミールの防衛というより、パンジャーブ平原での戦闘用である可能性が大きい。この師団は防衛上全く不必要的兵力で、「インドは力、もしくその脅して決定に影響を及ぼす」としているという結論」は避け難い。

McCullagh 副顧問は 3 月 18 日にも、コモンウェルス関係省への報告を行う^(注59)。

General Gracy および General Cawthorn と会見。Cawthorn はミトラ (Mitter) の義勇団 (militia) が武器弾薬にインド政府の援助を受けている確実な情報があると指摘する^(注60)。インドは東パンジャーブで意図的に戦争の恐怖をあおっている。インドのジャランダルとアムリトサルでは、銀行から、商人が金を引き出し東に避難している。

インド側は、こうした動員を以前からの配備計画の実行で、あくまでも防衛的なものと英外交筋には説明した [DO 35/2989]^(注61)。しかし、その後、パンジャーブからラージャスターにかけて兵站物資の貯蔵が戦時を想定して進められていると見たパキスタン政府は^(注62)、3 月 23 日、インドの西部国境での配備と兵站の増強を具体的に指摘して、英、米、加、豪の 4 国にインド政府への影響力の行使を要請した [DO 35/2989]^(注63)。当初はネルーの非戦と防衛的な動きという主張に耳を貸していたデリーの A. ナイ (Sir Archibald Nye) 英高等弁務官も外務事務総長のバジュペイーを通じて、インド政府に警告を発した [DO 35/2989]^(注64)。この過程で明らかになったのは、軍の動員計画そのものについてネルーが一貫してかかわり、その正当性をナイに対しても譲らなかったことである

[DO 35/2989]^(注65)。3 月 23 日のネルーによる閣僚向けメモが主張していた通りである。3 月 24 日、英本国では、開戦を想定したイギリスの対応について検討が開始された^(注66)。デリーの L. ヘンダソン (Loy Henderson) 米大使も、パキスタンの要請を直截にバジュペイーにつたえる方針を固めた。ただ、英米とも本国による直接の介入には踏み切らなかった。

かくするうち、インドの攻撃が切迫したとみたパキスタンは、22 日以降、東ベンガルの防衛に 2 隻の軍艦 (プラス 2 隻の補給艦)、8 機の戦闘機の東ベンガル出動への待機態勢を固めた [DO 35/2989]^(注67)。ナイとヘンダソンが予定した、3 月 28 日の、それぞれネルーとバジュペイーとの会談で英米がインド政府から何らかの保証を取り付けなければ、東ベンガルへの出動が指令される可能性があり、インドはそれを攻撃開始の口実とすることが危惧されたのである^(注68)。3 月 25 日、印パ関係はまさに「断崖の縁」にあった。

だが、事態は 3 月 26 日中に急展開する。この日、両首相が、全く別個に相手に向けて直接会談の呼びかけを発信したのである。英米のこれまでの動きとインドの反応を見る限り、インドが国際的な孤立を自覚することはあっても^(注69)、それが直ちに 26 日の新たな対応を引き出したとは考えられない。また、パキスタン政府の要請は、まだその効果が充分に読み取れる段階になかった。この新しい展開の背景を探るには、米英の動きをひとまずおいて、3 月 23 日の閣議を頂点としたネルー内閣の危機、それに 3 月 24 日から 26 日を頂点とするカルカッタ、ハオラ地区のコミュナル暴動にふれねばならない。

3. ネルーの孤立と暴動の再燃

そのためには、記述の流れを10日ほど遡り、ネルーが第2回目のカルカッタ訪問からデリーに帰った3月16日にまで戻すことにする。

カルカッタから戻ったネルーは翌17日の連邦下院で、好戦論を改めて批判し、難民に国境を開放したが、「他に手段がなく、状況がそれを求めるなら、彼らに、その領土内で（つまりパキスタン国内で——引用者）保護を与えること」も考えられると、軍事行動の示唆とも受けとれる発言を行った。しかし、ネルーの発言は好戦論を抑えることはできなかった。逆にネルーが、カルカッタからの帰着後にベンガル情勢に関する閣内での検討をおこなうという約束を無視して連邦議会で声明を発したこと、3月20日の閣議では批判が集中した。サルダール・パテールも批判者のひとりであった [Das 1974, 18-19]。3月20日には、ネルーは辞意をプラサード大統領はじめ、クリシュナ・メノン (Krishna Menon) やビジャヤラクシュミー・パンディット (Vijayalakshmi Pandit), G. S. バジュペイーの4人に伝えた [SWJN 14 (1), 129-133, 138-139] ^(注70)。ネルーの孤立感は頂点に達していた^(注71)。

また同日には、事態を客観的に伝えることを趣旨とし、パキスタンへの領土的野心はないことを強調する書簡をアトリー英首相に送った。ネルーの書簡は何らの介入を求めるものではなかったが、文末では、事態の打開が「我々の努力だけではきわめて困難である」として、無力感を告白しているかのようである [SWJN 14 (1), 133-138] ^(注72)。

3月22日、ネルーは西ベンガル州首相への手紙で、カルカッタでムスリムの住居の強制占拠が再燃したことについて触れた。同日、ネルー

は会議派議員による非公開の会合を開いたが、そこでも批判が集中した [DO 35/2990] ^(注73)。翌23日の閣議で、ネルーは声明を準備して、繰り返し自己の主張を展開した。戦争に踏みきらないネルーの態度に豪を煮やした一部の議員は、パテールに迫って、その私邸でパテールに強硬論を訴えた。ネルーは、閣議後にこの動きを伝え聞き、24日に会議派議員団の会合を招集した。ネルーはパテールを念頭におきながらも、彼の名は出さずに、陰で批判を受けるようであればもはや首相に留まることはできないと感情を露にした発言をおこなった^(注74)。

閣内でのネルーの孤立感が増幅されるなか、カルカッタ、ハオラでの反ムスリム暴動は24日から激しさを増した。ネルーは、この暴動に、政府を戦争へと仕向ける勢力（ヒンドゥー・マハーサバーら）の暗躍を感じ取った [SWJN 14 (1), Mar. 23, 140; Mar. 26, 146]。パキスタンでの観測も、今度こそ情勢はネルーの手におえない段階に入ったとみた [DO 35/2990] ^(注75)。ハオラ暴動の最悪の結果は、26日朝のベンガル商工会議所会頭キャメロンの殺害事件となってあらわれた。

ネルーは26日にB.C. ライ州首相に送った電報の中で、世界における我々の名声はいまや粉々に碎け散っていると、強い調子で治安の回復を指示した [SWJN 14 (1), 145-146] ^(注76)。3月24日から27日のカルカッタ・ハオラ暴動、なかでも26日のキャメロン事件は、インド軍による東ベンガル侵攻の正当性（そうしたものがあればの話であるが）が完全に失われたことを意味した^(注77)。A. ナイ高等弁務官は、キャメロン事件ののち、これまで向こう見ずで挑発的な戦争の言辞をもてあそんできたインドの要人で

すら、発言のトーンを落し始めた^(注78)、そして首相以下、彼が接触した全てのインド人は、心底から(genuinely)衝撃を受け、困惑し、恥辱を感じていると公電で報告した[DO 35/2990]^(注79)。

この26日の夜、ネルーはかなりの決断をこめて2つの文章をしたためた。最初はパテールへの書簡、もうひとつはリヤーカトへの電報である。

パテールへの書簡の冒頭、ネルーは熟慮の後に(after a great deal of thought)^(注80)、この手紙を書くことを義務と感じたとのべ、ガンディーの遺志のもとで、これまで、パテールとともに苦難を分かち合ってきたが、最近の展開はそうした努力が、政府の運営にかえって障害となるに至ったのではないかとして、パテールと連邦議員の会合の件をもち出した[SWJN 14 (1), 146-150]。伝えられるところによれば、パテールは政府政策の多く、とくにベンガル問題や外交政策の責任を自分に帰し、自らの責任を否定したという。こうした空気は議会だけでなく、行政や報道にも伝わり、私に対する批判が公然、非公然に流布されている。こうした状況では私は首相の地位に留まることはできない。

我々には基本的な立場での一致が必要だ。それは、パキスタンがいかにコミュナルな立場をとろうと、また状況が変わろうと、インドはガンディーの立場、つまりヒンドゥーであろうと、ムスリムであろうと、あらゆるインド国民を保護するという立場をとることである。(さらに、ネルーはキャメロン事件に触れて,)このような状況で、われわれはどうやってパキスタンを非難できるのか、我々の名声は粉々に砕け散っている^(注81)。我々は、コミュナルな感情を煽動す

るものたちにあまりに甘い態度をとりすぎてきたのではないか。戦争という、我々を確実に破滅に導く道が安易に語られているのもそのせいだ。今緊急に必要なのは、原則に関わるこのような意見の一致であると。

パテールは28日付けで長文の返信を書いた[Das 1974, 14-22]。パテールもまた、ガンディーの遺志に従って、ネルーとの協力を時には自らの判断を犠牲にしても尊重してきたことを述べ、いささかでも彼の忠誠に関するネルーの疑念があれば直ちに退くことも辞さないとした。パテールの返信の多くは、75名から100名というかなりの数の連邦議員とのパテール私邸でのやりとりに割かれている。この会合は、パテールが招集したものではもちろんなく、彼の管轄する内務・藩王国省予算の減額動議に関する動議提案者との事前調整会合に端を発したものであった。参加者は、パテールの不同意を押し切って会合場所を議議會院議場から彼の私邸に移し、ベンガル情勢と戦争についての彼の個人的な見解を執拗に質した。「われわれはあらゆる事態に備えねばならないが、戦争には人々の一一致した声が必要である。ハイダラーバードにおいても、われわれは意見の一一致を見るまで長い時間をかけた。ましてやベンガルでは完全な一致がそれ以上に必要なのだ。最善の策は時間をかけて意見の差を克服することである」と彼は説得した。

続いてパテールは、ベンガル問題についてはネルーとの間にアプローチの差があることを認める。彼のことばでは、自分は「強い政策、より断固とした立場(a firm policy and a more determined stand)」を主張している。ネルーとの違いはセキュラーな理念をめぐってではなく

(パテールによれば、それは共有されている。彼自身もインドのマイノリティの完全な保護、暴力の非難を強調してきた), ムスリムに向けられる暴力の原因、つまりパキスタン国内で起きている問題を無視できない。これを無視することは、隣国に対する人々の根深い憤懣や偏見に、ただ強制と抑圧のみによって対処することになるからだ。また、ムスリムに対しても、インド国民としての責任、つまり多くの人々が抱く彼らの忠誠心に対する疑念を払拭する責任がある。私が強い政策、断固とした立場と主張するものは、こうしたことを含むのだ。

パテールの返信で、ネルーとパテールの立場の差はかなり明らかになった。1948年のナーグブルでの領土割譲につながる主張を含め、パテールはパキスタンに対してネルーよりもはるかに強硬な主張を繰り返してきたことは明らかである。ネルーの訴えが、ややもすれば自国民をより強く非難するトーンになりがちなのに対して、パテールの非難はパキスタンにより強く向けられる。返信からは、パテールが即時開戦を主張していたとは受け取れないが^(注82)、戦争をも辞さないこと、ただし開戦はネルーの判断がそれに同調して初めて可能になると、パテールは考えていたであろう。2人の見解が外部の目にも分裂したものに映ることは、いかなる政策にもまして最悪なのである。

3月26日夜、パテールへの書簡を書いたあと、ネルーはリヤーカトに電報を打った。電文では、東ベンガルからは依然として1日に平均1万5000人あまりの難民がインド領に流入しており、それがヒンドゥー、ムスリムを問わず我が方の人々の不安を増大していると述べられる。ムスリム難民も流出しており、貴国側においても、

同様な経済的、心理的问题を生じているに違いないと、状況の深刻さを訴えた。そして、首脳会談を提案した3月13日の電報への回答を今まで待っていたという形で、再度デリーでの会談を緊急に持つことを呼びかけた。

一方、リヤーカト首相も、26日午前、ネルーに会談の申し入れをしている^(注83)。ネルーはリヤーカト書簡に対する返信で、参加閣僚（複数）の健康問題をあげて、リヤーカトがデリーに来ることを懇請した [SWJN 14 (1), 27 March, 155]。これは、パテールが同席して合意の責任を共有することが不可欠であるというネルーの隠された訴えであった^(注84)。

リヤーカトは28日午前の制憲議会での演説でデリー訪問を発表した。この声明から、リヤーカトがネルーとの会談を提案し、受け入れた背景はある程度明らかになる^(注85)。リヤーカトは問題の核心が、インドでコミュニナル暴動が収束せず、ムスリム難民が東ベンガルに流入していること、インドの報道と一部の政治家がパキスタン侵攻を唱えていること、この2つにあるとする。いずれにせよ責任はインド側の態度にあるのである。リヤーカトは、論理上インドを非難してはいるが、こうした状況は決してパキスタンにとって、好ましいわけではない。すでにIIにおいて指摘したように、東西パキスタンへの難民の流入は、パキスタンにとっても飽和点に達していた^(注86)。また、インドによる軍事行動の脅迫をパキスタンは現実のものと受け止めたことは、これまでの記述が示している。そしてそれは誤りではなかった。危機が回避された数ヶ月後、英代理高等弁務官に対してパテールは「もしリヤーカトが4月にデリーに来なかったら、戦争に突入していた」と明言し

ている [DO/2991] ^(注87)。

戦争の回避は、パキスタンの仲介要請後に本格化した英米の関与による直接の産物ではなかった。しかし、その背後になんらの国際的な契機も働いていなかったと見るのは誤りである。なぜなら、国際社会に示すべき開戦の正当性がキャメロン事件によって失われたという認識が、インドによる戦争回避の決定的な動機であったからである。

IV ネルー・リヤーカト合意の成立

1. 首脳会談の経過

会談は4月2日にデリーで開始され、8日まで続いた。リヤーカトは会談の冒頭に、インド軍の動き、特にアンバーラー (Ambala) への集結についてネルーに質した。リヤーカトはインドがとっている軍事的攻勢のもとでは、本来こうした会談に臨むのは不可能なのだが、多くの人々の生命がかかっているので、会談に応じたのだと、かなり強い口調でネルーに語った。またパキスタン側が攻撃すると本気に考えているのかとネルーに迫った。ネルーは、パキスタンへの疑念については明言を避けたが、これまでと同じように攻撃的意図を否定した [DO 35/2990] ^(注88)。しかし、会談はまず、マイノリティ問題を優先的に処理することとなり、11回におよぶ草案の書き直しの末、3月8日午前、合意に達した [DO 35/2990] ^(注89)。リヤーカトは会談の最後にも、インド軍の配備問題を持ち出したが、ネルーは、当面軍の配置を変更することはできないが、合意の履行による緊張の緩和があれば、パキスタンの危惧を軽減する措置は可能であろうと述べ、リヤーカトと別れた^{(注}

90)

会談の進行で注目すべきはパテールの参加である。彼は5日になってようやく参加した [DO 35/2990] ^(注91)。原案はインド側から G.S. バジュペイー、パキスタン側からは外務次官イクラムッラー (Ikramullah) および事務総長ムハマド・アリー (Muhammad Ali) の手によって毎朝調整され、首脳会談に提示された [DO 35/2990] ^(注92)。最大の障害は、パキスタンの東ベンガル州とインドの西ベンガル州、アッサム州およびトリプラに設けるマイノリティ・コミッショன（後述）を、インドの他州にも設けるべきだとするパキスタン側の要求を巡る対立であった。

パキスタンは、ビハール、ウッタル・プラデーシュ、ラージャスター、中央州にもコミッショனを置くべきであるとした。西パキスタン、とりわけスindh州では、これらの州からのムスリム難民の流入が依然として続いているからである。バジュペイーは4月5日に、(合意によって)新たに任命される両国のマイノリティ担当相が必要と認めれば、コミッショனを設置するという提案を提示し、パキスタン側も一旦それを受け容れた。しかし、この提案は直後のインドの閣議で強い反対に会い、交渉は4月7日、暗礁に乗り上げかけたのである [DO 35/2990] ^(注93)。これを救ったのは、リヤーカト側の譲歩である。かれは自分の譲歩がパキスタン国内に知られた場合の非難よりも、合意の不成立による事態の一層の悪化を危惧したのであった^(注94)。その後のスindh州での動きに照らしても、パキスタン側の主張は正当性をもっていた^(注95)。対照的にインドは、マイノリティ問題（ムスリムへの差別や攻撃）をベンガル、アッ

サム、トリプラに限定したかったのである。

4月7日の会議派運営委員会で、ネルーは会談による平和解決に期待するという決議を取り付けた。ネルー・リヤーカト合意は4月8日に成立したが、この合意は、彼自身の内部にある迷いからの決別と、党や世論に対する主導権の回復をもたらすものとなった。彼は、西ベンガル州首相のライが、世論に引きずられて、合意についての沈黙を守っていることにも苛立ったようで、公式の場で何らかの支持表明を行うよう要請した [SWJN 14 (2), 12 Apr. 27; 13 Apr. 28]。アッサム州首相ボルドロイにもネルーは合意への支持表明を要請しているから [SWJN 14 (2), 13 Apr. 33]、渦中の州の首相が、合意に批判的な世論に、いかに気兼ねをしているかが解る。ネルー自身は、カルカッタ、西ベンガルの世論対策にはパテールの力を借りざるを得なかつた [SWJN 14 (2), 19 Apr. 63]。パテールは4月16日、カルカッタでの集会で合意への支持を参加者に訴え、ネルーに代わって西ベンガルでの説得を一身に引き受けた [Das 1974, 117-122] (注96)。一部にはパテールがリヤーカトの逮捕を計画していたという噂すら流布された [Das 1974, 147-149; Chopra 1999, 122, 124, 130-131] (注97)。ただし、パテールは、リヤーカトはともかく、イスラーム指導者らが合意に納得していないだろうと考えていたようである [Zinkin 1962, 58]。戦争を回避する最後のチャンスとして、リヤーカトとの合意に賭けたというのがパテールの説明であった [Das 1974, 113]。こうして、ネルー・リヤーカト合意への過程をたどってみると、その真の意味は、暴動の沈静化や、マイノリティ保護の訴えとその実効性よりも、ネルーによる政治の主導権回復の梃子とな

しての役割の方がはるかに大きく浮かび上がってくる。

しかし、合意の成立は難民問題に対する政策転換の結果であったことは否定できない。マイノリティ保護による難民流出の阻止という、それまでの現状維持的立場から抜け出ていなかつたネルーは、大規模な難民の流入を目の当たりにして、国籍の扉を開け放つ決断を行つた。そのうえで、双方がマイノリティの権利保障を再度確認する、それがネルー・リヤーカト合意のメッセージであった (注98)。

2. ネルー・リヤーカト（デリー）合意

合意内容はAからGの7項目からなるが、E以降の3項目は合意内容の実行、監視機構の設置に関する部分であり、それ自身重要な内容を含むが、合意の実質的な内容はAからDの4項目に盛り込まれた。テキストは Indian Commission of Jurists (1965, Appendix III, 349-353) に拠つた。

A項で両者は、平等な市民権を始めとするマイノリティの権利を改めて確認した。インドではすでに施行された憲法において、またパキスタンでは制憲議会が採択した目標決議において、同様の趣旨が規定されていると述べられた。また、それぞれの国民の忠誠はその所属する国家に対するものであり、権利の救済も自身の国家に対して求められるべきものであることが確認されている。要するにマイノリティへの国籍の扉は基本的には閉ざされているという従来の立場が、ここで再確認されているのである。

ネルーは連邦議会に対して、A項は「近代民主主義の政教分離原則」を両国が確認しあったものだとした [SWJN 14 (2), 10 Apr. 1950, 7] (注99)。

しかし、リヤーカト自身は、合意直後の同年5月の訪米に際し、パキスタン独立はヒンドゥー支配からムスリムを解放したものだと米上院で演説し（5月4日）、「ムスリム国家」としてのパキスタンを再確認したのである [Afzal 1967, 365]。リヤーカトの発言にネルーは足元を掬われるように感じた [SWJN 14 (2), 9 May 1950, 109]。パキスタンのその後の対米傾斜にとって、この訪米は大きな意味を持っていたことを、ここで書き添えておかねばならない^{注100)}。1950年代のパキスタンによる対米接近は、1950年3月危機における軍事的脆弱性の自覚と深く関連している。

B項は、「最近の騒擾 (recent disturbances)」に伴う東ベンガル、西ベンガル、アッサム、トリプラ（トリプラのみは州でない）からの難民（テキストでは migrants）に関して、従来の自治領間協議や両者の往復書簡等を通してしだいに煮詰められてきた諸問題を確認した最も重要な部分である。以下の合意がなされた。

- (i) 移動の自由と通行中の保護
- (ii) 所持品、宝石を含む動産、成人1人150ルピー、子供1人75ルピーまでの現金持ち出しの自由
- (iii) 持ち出さない宝石・現金の銀行への保管の権利
- (iv) 通関でのハラスメントの禁止。双方の係官立会いの保障
- (v) 不動産の所有権、占有権は保障される。他人によって占拠されている場合でも、1950年12月31日までに帰国すれば、返還される。土地の所有耕作権、借地権についても、期限は同じとする。にもかかわらず返還されない場合は、政府が回復措置をとら

ねばならない (Government concerned shall take steps to rehabilitate him)。

(vi) 帰国しないと決定した場合でも、不動産の所有権は当人に帰属し、その後の自由な処分権を有する。不動産は政府代表1名が長となり、マイノリティ代表3名からなる委員会が所有者の信託人として管理する。委員会は当該不動産からの地代を回収する権限をもつ。東ベンガル州、西ベンガル州、アッサム州、トリプラの各政府は、この旨の立法措置をおこなう。また、各政府は、委員会の機能の執行を助けるために県など関連行政当局に指示を与える。

この第vi項の規定は、1947年8月15日以降、最近の騒擾までの期間に、東ベンガルからインドに、西ベンガル、アッサム、トリプラから東ベンガルに移動したもの、またビハールから東ベンガルにコミュナルな騒擾もしくは、その恐れから移動した者に対しても適用される。

第(i)項の移動の自由は、A項に原理的に抵触するがゆえに、明示的に市民権には触れていないが、事実上「国籍の扉」を開け放つ宣言である。ネルーもリヤーカトも難民が帰国しない可能性をはっきりと認識していたからである（注46参照）。

動産の持ち出しや通関でのハラスメントに関する条項は、難民の苦情のありかを示しているが、所持品や財産の強奪は通関のような行政部門によるというよりは、ムスリム民族防衛団やアンサー、はてはゲンダーによるのであり、その対策は次のC項のなかで規定される。(i)と並んで重要なのは、むしろ非帰国難民の不動

産への権利を全面的に承認している（vi）項であろう。一見、この条項は西部国境地域の事例に比較して、難民の財産権を尊重しているかのように読み取れる。しかし、当該州政府（行政機関）による返還措置がスムーズに進む保障がまったくないとすれば、この条項は、中央政府や各州政府を補償の義務から事実上免除することにつながる。パンジャーブ分割の場合も、当初は難民の帰還という原則の存在のために、彼らの財産権が承認されていた。しかし1948年1月以降に、両国は次第に政府間決済の原則へと傾いていった〔Das Gupta 1958, 193〕。両国政府間決済の原則は、難民に対する当該政府の補償義務と連動していたのである^(注101)。

いずれにせよ、合意は難民に対して国境の扉を開け放ったところに意味があった。そして、移動の自由を相互承認する（i）項が有効であり続ける限り、東ベンガルのマイノリティによるインド国籍取得の可能性が、より長期に維持されると理解される。しかし、後述のように、1952年10月には、パキスタン側の主導によってパスポート制度が導入され、この可能性は閉じられてしまうのであるが。ここでは、1950年暴動までは、頑ななまでに東ベンガルのマイノリティに対して国境と国籍の扉を閉じていた中央政府（ネルー）が、態度を一変させたことが注目に値する。それだけ1950年暴動の衝撃はネルーにとって強く、かつ政治的な挑戦を伴っていたと理解すべきであろう。

さて、C項は東西ベンガル、アッサム、トリプラでの騒擾のこれ以上の拡大を防ぐために両国政府がなすべきことを規定する。騒擾に伴う暴力、犯罪行為の処罰、拉致女性の探索、強制的な改宗の不承認、英領時代からこうした場合

にとられた騒擾地域への処罰税（punitive tax）課税、調査委員会の設置^(注102)、新聞等による煽動の抑止などが盛り込まれている。またD項では、こうした措置はインド、パキスタンの他の地域においても、場合に応じて適用さるべきであるとする。これは、すでに述べたように、次項Eに規定されるマイノリティ・コミッショングの設置を、インドの中央部、西部州にまで拡大するというパキスタン提案への代替の意味がこめられている（注94参照）。

EおよびF項では、州政府（東西ベンガル、アッサム、トリプラ）や中央政府レベルにおいてマイノリティ担当閣僚を任命すべきこと、マイノリティ・コミッショングを設置すべきこと（既述のように自治領間協議により州、県レベルでのマイノリティ・ボードが設置されていたが、実効をもたなかった）、コミッショングがこの合意の実行監視機関となること等が規定される。両国が中央政府レベルでマイノリティ担当大臣を置くという案は、この間初めて浮上してきたものである^(注103)。中央政府レベルではインドがC.C.ビッシャス（Charu Chandra Biswas）、パキスタンがA.M.マリック（Abdul Muttalib Malik）をマイノリティ担当相に任命した^(注104)。

両担当相による暴動被災地の精力的な視察、あるいは犯罪行為の処罰^(注105)などが、ある程度、合意後のコミュニナル情勢の安定化に効果を与えたことは認められている〔Guha c.1951〕。合意に基づいて中央政府の担当相に任命されたC.C.ビッシャスが9月に入ってネルーに提出した報告でも、マリクと合同で行った視察にある程度の効果を認めている。しかし、ビッシャス自身も訴えるように、この合意が悪化したコミュニナル関係を劇的に転換したとは言い難かつ

た^(注106)。合意の効果は、国民の関心を「戦争」という選択肢から、流入難民の救援と保護へと目を向けさせてることで、ネルーの政治指導力を回復させたところにあったというべきだろう。同時に、合意に基づく行政的で見えづらい努力に焦点が移ったことで、難民問題への関心がかえって薄められてしまったのも、また事実であった〔Guha c.1951, 1〕。

おわりに ——ベンガル暴動と国民国家形成——

これまで見てきたように、1950年のコミュナル暴動は、大規模な難民流出を引き起こすことによって、インド、パキスタンの国家形成過程における「国民」の定義とアイデンティティ問題を顕在化した。閉じられようとした国境と国籍の扉は、ネルー・リヤーカト合意のもとで、両国政府によって再度開け放たれることになった。

しかし自己完結的な国家の形成を目指す限り、いかなる国家といえ、国境と国籍の扉を際限もなく開け放っておくわけにはいかない。暴動後の1951年に制定されたパキスタンの市民権法^(注107)や、1952年の両国政府によるパスポートとビザ制度の導入に始まり、インドの1955年市民権法制定にいたる動きが示すものは、自己完結性への国家の強い志向である^(注108)。

ここで重要な点は、インド、パキスタンの国家形成過程が、両国の和解でなく、猜疑心に満ちた対立とともに進行したことである。1950年暴動は、両国国民に広く共有された隣国への猜疑心が、自国内のマイノリティに反照した結果として引き起こされ、ベンガル分割という「生

体解剖」の傷口を広げたのであった。しかし、この暴動は、皮肉にも、南アジアの国民国家形成過程を新たな段階に進ませることになった。

それは、まず、ベンガル暴動が、両国民に際限のない暴動の連鎖がもたらす深淵をかいさせ、両国の指導層を「断崖の縁」から、ふたたびマイノリティとの共存へと引き返させたことである。しかし、このとき見られたネルーとパテールに象徴される世論の亀裂は、埋められることなく今日にまで引き継がれている。ネルー・リヤーカト合意の基本論理は、1948年の自治領間合意と異ならないとはいえ、ベンガル暴動の犠牲と経験を経てのデリー合意の重みは、後者と比較にならない。1950年暴動による犠牲とマイノリティの強いられた沈黙のもとで、その後約10年の間、表面上平穏と見られるコミュナル関係が維持された。段階としての国民国家形成過程は、1950年代の後半において、こうして一応の区切りがつけられた。国境の彼岸のマイノリティは、此岸の手の届かぬ「異国民」となった。

だが他面では、ベンガル暴動はインド・パキスタンの国家的対立を新たな段階に引き上げた。インドは暴動を契機に西部国境地帯における兵力配備の基本パターンを確立した。いっぽう1950年春の軍事的な危機において、自らの脆弱性を痛感したパキスタンは軍備強化への国際的な支援を本格的に求め始めた。カシュミールの火種も消えていない。国家対立とマイノリティ問題が交錯する土壌は残り、対立の新しい舞台が用意されたのである。

それゆえ、両国関係の悪化が、マイノリティの大規模な難民化を招くという連鎖は、1950年代で断たれたわけではなかった。「闇の領域」

での国境を越えての人々の往き来もまた、防ぎようがなかった。インド政府は1957年から58年にかけて難民キャンプの閉鎖、難民への移動証明書発行への厳しい制限などを通じて、難民という存在そのものの時効化をはかろうとした〔佐藤 2004a, 62-63〕。しかし、1964年には、ふたたび深刻なコミュナル暴動に伴って、難民移動の大波がひきおこされた。さらに1971年3月25日のパキスタン軍による東パキスタンでの軍事行動の開始とともに、それを上回る規模の難民がインド領内に押し寄せた。1950年ベンガル暴動の大規模な再演であり、それは今度こそ、本格的な戦争、第3次印パ戦争の序曲となったのである。ネルーの傍らにあって、インディラ・ガンディーが1950年ベンガル暴動の一部始終をつぶさに観察していたであろうことは想像に難くない。

(注1) 佐藤 (2004b) および佐藤 (2005)。以下文中での「前稿」は後者を指す。

(注2) この「真空状態」のなかで、1951年にインド独立後初のセンサスが実施され、1951年末から1952年初頭にかけて同じく第1次連邦下院および州議会選挙が行われた。この選挙における難民の有権者資格は、1949年7月25日より前にパキスタンから移住し、通常の状態で居住者 (ordinarily resident) であることとされ、登録手続きを含む市民権 (国籍) の要件との間には食い違いがある [Sato forthcoming]。佐藤 (2004b) で述べた、市民権をめぐる法制と現実との乖離、選挙権と市民権の逆転現象はここに起源を発している。

(注3) 前稿の注65では、この過程を難民の帰還を訴えた1947年11月の會議派全国委員会の決議にまで遡っているが、同決議は、マハートマ・ガンディーの強い要請のもとに、両国家の存在を認めつつも、難民

の帰還による分離独立前の原状の回復、いわば分割の「無効化」を（少なくとも文面上は）めざしていたと理解できる [Government of India 1984, 538-540]。そのように見れば、1948年4月以降の自治領間合意は、難民の流出を抑制することによる分割の「固定化」のみに関心が向けられていたわけで、似ているようではあっても、両者の間には質的な差がある。この決議に筆者の注意を喚起された前稿の匿名のレフェリーに深謝する。

(注4) 1950年のベンガル暴動についての先行研究は、前稿注11, 12を参照。また、この際の印パ関係の危機についての詳細な研究については、パキスタン側から見た研究に G.W.Choudhury (1968) の第6章がある。インド側からは Das Gupta (1968, 223-230) がある。既存研究と異なる本稿の狙いは、難民の市民権問題への関心を主軸に、南アジアの国民国家形成過程と同時代の国際関係史という複合的な視角から、この暴動に接近するところにある。

なお、本稿は佐藤 (2004a) の後半部分 (31ページ以降) の修正・増補稿であるが、紙幅の関係で、「強制的同一化過程としてのコミュナル暴動」(37-41), 「ネルー・リヤーカット合意後の難民問題」(54-61) とその補強部分、それに注のいくつかを省略した。

(注5) 本稿では、英公文書館の資料と公刊されているアメリカ政府の外交史料 [FRUS5] を用いている (文献リスト参照)。リストにある英外務省の資料 [FO タイトル] はコモンウェルス関係省資料 [DO タイトル] と重複するものが殆どだが、参考までにあげておく。引用の際に、公電に頻出する用語は以下の略表記を用いた。インドとパキスタンへの英 (副) 高等弁務官は、それぞれ (D) UKHCI と (D) UKHCP、コモンウェルス関係省は CRO、同相は SS, CR。インド、パキスタンへの米大使はそれぞれ実名 (Henderson, Warren)、国務長官は SS である。米資料は [FRUS5] のページ数で示す場合もある。また1950年であることが自明なものは年を省いた。

(注6) アンサールについては、佐藤 (2005, 16-19) 参照。

(注7) クルナのムスリム連盟指導者である A. S. カーン (Abdus Sabur Khan) によれば、共産党員の

名は Rajani Brahma とされる。カーンは、かれらが「パキスタン打倒」のスローガンを呼び、以前の搜索では偽造ルピー紙幣が見つかったと、共産党による破壊活動を強調した [EBLAP IV (8), 9 Mar. 1950, 102]。

(注8) Government of East Bengal, Home Department (Political), Note on the Genesis of Communal Disturbances in West Bengal, 1950, Appendix I。

(注9) パテールによる1月15日と、その後の3月12日の2つの発言をインドが軍事行動の意図を表明したものとして、パキスタン側は強く反発した [Dawn 12 Feb., 23 Feb., 15 Mar. 1950; DO 35/2989]。

(注10) 西ベンガル州政府がこれらの事実を認めたのは、2月6日になってであった [EBLAP IV (8), 10 Mar. 1950, 190-191]。ムルシダバードから東ベンガルのラージシャヒー県などへのムスリムの流入は300人であった [EBLAP V (1), 24 Feb. 1950, 308-310]。Lāhirī (1968, 211-215) には、この際にラージシャヒー市に移住したムスリム有力政治家が、どのような手口でヒンドゥー教徒の財産を横領したかが克明に記録されている。

(注11) 1月30日は言うまでもなく2年前のガンディー暗殺の日。Extract from OPDEM No.2 Part I from UKHC India, for the period January 19th to February 2nd, 1950。

(注12) Extract from Fortnightly Report No.3 for the period Ending 9th February, 1950 from Deputy UKHC Calcutta, Para 6がこの点を指摘している。インドの内務次官 H.V.R.Iengar もクルナとムルシダバードの関連について同様の指摘を行った (Pol. 20856/49, UKHCl to J. J. S. Garner, 15 Feb. 1950 [DO 35/2989])。両県の間では、公務員の交換も行われた [Rahman and Schendel 2003, 563]。

(注13) マニクトラでは、地価高騰の利益を得るためにムスリム住民を排除しようとしたヒンドゥー地主の経済的動機が指摘される (Supplement to Fortnightly Report, No. 4 on the West-East Bengal Communal Situation. またカルカッタ警察長官 (Commissioner of Police) の S. N. Chatterjee によれば、マニクトラには、クルナからの難民が流入し、ヒ

ンドゥー・マハーサバーの指導でムスリムを襲撃した (Taya Zinkinによるインタビュー, 1950年5月17日 [DO 35/2991])。

(注14) 後日の取材でズインキンは、襲撃の指導が周辺地区の民族奉仕団 (RSS) 幹部によって行われたことを被災者から確認した。ズインキンからこの事実を指摘された中央政府内相サルダール・パテールもそれを認めたほか、さらに有力な指導者が関与していることをズインキンに示唆した [Zinkin 1962, 58-59]。彼女による1950年4月18日のパテールとの会見記録は DO 35/2990, DO 35/2991に含まれる。会見ではパテールはヒンドゥー・マハーサバーの煽動としている。ズインキンは多くの政治家、官僚と会見しており、なかには「オフレコ」と記されたものも含まれる。会見記録は彼女が特派員をしていた *The Guardian* 紙編集長 G. ヴィント (Wint) がコモンウェルス関係省に提供した。

(注15) インド側はパキスタンが組織的にヒンドゥー教徒を排除しようとしていると見ていた。東ベンガルからのマイノリティの流出に関する調査委員会 (Kapur Commission) への証言で、東ベンガル州議会の会議派議員 B. K. ドット (Bhupendranath Kumar Datt) は、リヤカト・アリー首相、官僚のチャウドゥリー・ムハママド・アリーらが、(1) 東ベンガルの維持が長期的には困難であるとの認識のもとに、その開発を重視しない、(2) ヒンドゥー教徒の中産層がパキスタンを受け容れることはなく、排除する以外ない、という原則を確認したと述べた [Lāhirī 1968, 240-241]。1952年になって (同年3月28日)，パキスタン制憲議会で、ヒンドゥー教徒の上層部を排除する極秘の指針が行政レベルで存在したことが明るみに出された [Guha c.1964, 28,39]。

(注16) 2月4日の東ベンガル政府声明は、同時に発生したシレット、ラージシャヒー（ナショール）での農民運動弾圧とともに警官隊への襲撃に触れて、インドへ逃れた共産主義者がコミュナルな宣伝を用いてヒンドゥー教徒を煽動していると非難した [The Statesman 4 Feb. 1950]。共産党や農民運動の弾圧とコミュナル暴動の関連については、佐藤（2004a, 37-41）参照

(注17) カルシラ村の事件は1949年12月20日に発生したが、西ベンガル州政府がこの事件について知ったのは、1950年1月20日であった〔SWJN 14 (1), 23 Feb. 1950, 59〕。1950年2月を中心とする暴動に関する東ベンガル州政府内相の声明はEBLAP IV (8) (10 Mar. 1950, 181-192) にある〔佐藤 2004a, 32〕。クルナのムスリム連盟指導者 A.S. カーン (Abdus Sabur Khan) は、その前日の演説で、事件はパキスタン打倒を叫ぶ共産主義者の摘発によって生じたもので、カルカッタの新聞報道は、この事件を東ベンガルへの軍事介入 (Police Action) の口実にしていると非難した [EBLAP IV (8), 9 Mar. 1950, 102-104]。カルカッタの英字紙 *The Statesman* の編集長 Ian Stephens も西ベンガルの報道が冷静さを欠いていると見た。同紙は親パキスタンとみなされ、新聞輸送車が襲撃される事件も発生した [Stephens 1953, 29-44]。Police Action が1948年9月のインド政府によるハイダラーバード藩王国併合の軍事行動を指すことは言うまでもない。

(注18) イギリスのコモンウェルス関係省 (CRO) の係官の間にも、カルシラ村事件と西ベンガルでの暴動のあいだの長い空白には疑惑を抱くものがいた (23 Feb. 1950) [DO 35/2989]。

(注19) こうした事件の記述が資料によって微妙に異なることは、佐藤 (2004a, 33) 参照。UKHCP (Acting) to CRO, No.217, 13 Feb [DO 35/2989] はダカの暴動はインドからの難民列車の到着がきっかけとする。

(注20) ダカ市の地図は Dani (1962) 付属 (1952年当時) のものが役立つ。

(注21) ダカでは独立前の1930年と 1940-41年の2度にわたる暴動を経験しているが、その際もこの地域が暴動の中心地であった [Government of Bengal, Political Department 1930; Government of Bengal, Home Department 1942; Lambert 1951, 140-161]。

(注22) 列車襲撃に関する P. ラヒリーの証言は、佐藤 (2004a, 34) 参照。

(注23) モンドルによる10月9日付けリヤーカト・ハーン首相あて書簡は Indian Commission of Jurists (1965, 354-372) に収録。ゴバールゴンジでは漁業権をめぐるムスリムとノモシュドロの対立も背景にあつ

た [Indian Commission of Jurists 1965, 359]。東ベンガルでモンドルから取材した *The Hindu* 紙の記者による報告も Das (1974, 136-138), Choudhary (1989, 94-96) に得られる。モンドルは、この取材の際に県長官の西パキスタン出身の CSP, ファルキーを「悪漢 (rogue)」と指弾している。しかし、そのいっぽう、ムスリム住民によるヒンドゥー教徒の保護や、県長官も含む行政による復旧、関与者の処罰など、ボリシャル暴動のやや異なる様相を伝える報告が3月に被災地を訪問したクエーカー・センターの Horace Alexander によって作成されている “Report on a visit to East Bengal,” No. P/307 [DO 35/2989]。Alexander (1951) も参照。報告を見せられた西ベンガル州首相ライは不満であったが、UKHCI は、ネルーが孤立しているなかでは、むしろ政治的な沈静効果を与えるだろうと観察した [UKHCI to SS, CR, No.876, 23 March] [DO 35/2989]。T. ズインキンもファルキーを東ベンガルで唯一の有能な官僚としている (1950 年 3 月 30 日付け, Aziz Ahmed との会見記録 [DO 35/2990])。この地域のノモシュドロの社会運動とモンドルの役割については白田 (1994) 参照。

(注24) UKHCI to CRO, No.745, 8 Mar..

(注25) 1961年センサスでは全国のセンサス作業を統括するセンサス長官 (Superintendent of Census Operation) となった A. ミトロの業績はよく知られている。臨時県副長官として指揮にあたったハオラの暴動鎮圧については、Mitra (1991, 71-76) に詳しい。独立前の1946年カルカッタ暴動鎮圧の失敗から、彼はいくつかの教訓を学んでいる [Mitra 1991, 73-74]。

(注26) キャメロン殺害に関する詳細な報告は、英カルカッタ副高等弁務官によって残されている [DUKHCI to UKHCI No.112, 27 March] [DO 35/2990]。

(注27) アッサムでの標的がムスリムとなったことで、それまで排斥の対象であったベンガル (ヒンドゥー) 難民は一夜のうちに ‘persona grata’ に転じた、アッサム政府がそれまで何らの対策を取っていなかった難民に荒蕪地を分配し始めたと、Extract from Fortnightly Report No.3 for the Period Ending 9th February, 1950 from Deputy UKHC Calcutta [DO

35/2989] は報じる。しかし、暴動の沈静後には、ベンガル難民への反発は再び表面化した。アッサムでは、「難民問題はベンガルの問題で、アッサムとは関係ない。難民はパキスタン市民だ」という声が難民集会で公然とアッサム住民から投げつけられた [Extract from Fortnightly Report No.13 for the Period ending 30 June 1950, UKHCI, DO 35/2991]。

(注28) ネルーは、リヤーカト・アリー首相との合意成立後にも、ボルドロイに同法の執行は時期的に好ましくないと伝えている。[SWJN 14 (2), 10 Apr. 1950, 18-19]。両首相の会談では、パキスタン側が同法の執行にあたって、事前の協議を求めたが、合意文には盛り込まれなかったという経過もある [UKHCI to CRO, No.124 Saving secret, 21 Apr., DO 35/2990]。

(注29) この点については、佐藤（2005, 21）の記述参照。ただし貿易協定が1949年12月に失効するとしたのは誤りであった。協定は1950年6月30日まで有効だが、事実上効力を失ったのである [Government of India 1994, 155]。

(注30) カチャールから5万人が移住し、うち2万人には恒久的な土地所有権が与えられたという記述もある [India Home Service in Hindu, 4 June 1950, DO 35/2991]。

(注31) UKHCI が把握した情報では、1950年の1月から5月まで、西ベンガルから57.5万人、アッサムから111.4万人、ウッタル・プラデーチュとラージャスターから19.5万人。アッサムからの数字のみは東ベンガル州政府による。他はそれぞれ西ベンガル州政府、インド政府からの情報である。東ベンガル州政府の数字は過多であると UKHCI は見る [Despatch No.41, 19 June 1950 to SS, CR, DO 35/2991]。

(注32) UP 州からムスリムが脱出している原因を、ネルーは州会議派の責任に帰している。州会議派は有効な対策をとるどころか、州会議派議長の P.D. タンドン (Tandon) 自らが反ムスリム的な発言を繰り返しているとネルーは非難した [SWJN 14 (2), 16 Apr. 1950, 52; 15 May 1950, 109]。S.P. ムカージー (Mookerjee) が中心になって1950年7月に開催した全インド難民大会 (All India Refugees Conference) の議長をタンドンは務めた。大会は、(1) インドとパ

キスタンの統合、(2) 土地と財産の計画的な交換なし、パキスタンによる充分な領土の割譲を決議した [Acting UKHCI to CRO, No.243, 5 Aug., DO 35/2991]。タンドンの会議派議長への就任にネルーが異議を唱えたのも、彼のこうした言辞や行動は「会議派の理念に反する」とネルーが考えたからであった [Chopra 1999, 187-191]。事実、全インド難民大会の決議は、同年4月のネルー・リヤーカト合意（後述）に真っ向から挑戦する内容であった。

(注33) *The Observer*, 23 Sept. 1951のヨークローバルからの報道は、パキスタンによって歓迎されていないムスリム難民の苦境を伝えている [DO 35/3009]。

(注34) 佐藤（2005, 18-20）参照。

(注35) Dutt (1977, 53) は、ダカの副高等弁務官が、東ベンガル政府の保護を保障されず、事実上外出禁止状態に置かれていたとする。Subimal Dutt はこのとき、インド外務省のコモンウェルス関係担当次官であった。詳しくは Dutt (1977) の「Chapter Five: Bengal Pact」参照。UKHCI to CRO, No.563, 18 Feb. [DO 35/2989] も、副高等弁務官はようやく最近になって動けるようになったと報告している。

(注36) Zinkin (1962, 41) では東ベンガルの首席次官アフマドが、こうしたネルーの要求に反発している場面が紹介される。所得税に関する証明を要求したということは、この時期でも、かなり上層階級のヒンドゥー教徒が脱出していることを示している。ネルーは、3月10日付けリヤーカト宛て電報で、東ベンガル州政府が書類提示要求を取り下げたことに満足の意を表明している [Zinkin 1962, 99]。

(注37) サハは著名な物理学者。彼の組織は、The East Bengal Relief Committee。

(注38) ボンドバッダイは、こうした配慮は記録には残されていないであろうと推測している。しかし、ムスリムを受け容れる必要性については、ネルーも Meo の帰還に関して、カシュミール問題との関連を認めている。前稿注64参照 [SWJN 7, 5 July, 1948, 37]。人口の総入れ替え論も含め、難民への対処策は、国連安保理でのカシュミール問題でのインドの主張の正当性に直ちに影響を与えかねない微妙な問題であったことは、国外でも明瞭に認識されていた [UKHCI

to CRO, No.623, 24 Feb. DO 35/2989]。

(注39) マイノリティの保護が分割の条件であった以上、これを反故にしたことで、分離独立は取り消される (Partition stands annulled) というのが、その論理である [Madhok 1954, 160-182, 特に 175]。

(注40) こうした世論を反映した文献に、「インドのジャンヌダルクよ、出でよ」と叫ぶ *Voice of New India* (1966, 28-42) がある。上記 3 県の割譲要求は、1964年のコミュナル暴動の際にも、ジャナ・サンガ党などから出された [All India Convention on East Pakistan Minorities 1964, 14]。一方パキスタンでも、1950年暴動の際に Chaudhry Khaliuzzaman が人口交換とインドに対する領土要求を唱えた [Afzal 1967, 336]

(注41) ネルーは、こうした好戦的な主張は、国民会議派の歴史ある原点 (our old mooring) から逸脱するものだとして深く憂慮し、憤激もした [SWJN 14 (2), 24 Apr. 1950, 69]。さらに、彼はムスリムの被害を無視すべきでなく、「アラブ」の寛容さにも偏見をもつべきでないとした [SWJN 14 (2), 24 Apr. 1950]。

義勇軍を募る動きは、Council for Protection of Minorities 議長の J. P. ミトロ (Mitter) によるものであつた [SWJN 14 (2), 3 May 1950, 87]。ミトロについては、英カルカッタ高等弁務官事務所による報告書 Mr. J. P. Mitter and the Council for the Protection of the Rights of Minorities [DO 35/2990] が詳しい。ミトロは弁護士 (barrister) でクルナの自宅を東ベンガル州政府によって収用された。彼は東ベンガル臨時政府樹立を宣言し [DO 35/2989 所取の Copy of EO Diplomatic Wireless Message]、ヒンドゥー教徒の迫害問題に関し英首相、米大統領、国連人権局長、露外相にまでも電報を打っている。パキスタン側は、彼の義勇軍2000人はインド軍侵攻の先導部隊であり、インド政府の支援を受けていると見た [UKHCP to SS, CR, 18 Mar. DO 35/2989]。デリーの英高等弁務官はインド政府の支援を否定している [UKHCI to CRO, No.926, 26 March, DO 35/2989]。

(注42) インド外務省事務総長の G. S. バジュペイー (Girja Shankar Bajpai) は、自分の発案だという

[UKHCI to CRO, No.591, 21 Feb. DO 35/2989]。

(注43) 辞職をめぐるパテールとのやり取りはこの他にも [SWJN 14 (1), 49-51]。自らの辞任をほのめかす議会での声明の下書きに対して、パテールは慎重な再考を求めた [Das 1974, 101-102]。3月10日の書簡ではリヤーカトにすら辞任の意思を伝えている [SWJN 14 (1), 99]。

(注44) リヤーカトはネルーの提案を外国向け宣伝とした [UKHCP to CRO, No.261, 22 Feb. DO 35/2989]。リヤーカトは難民流出の防止を主張し、ネルーはそのための信頼の回復を強調し議論はかみ合っていなかつた [UKHCI to CRO, No.591, 21 Feb. DO 35/2989]。

(注45) このネルー演説については、佐藤 (2004a, 44) 参照。しかし、2年後の1952年2月12日の連邦下院で、ネルーは、カシュミール問題での対パキスタン武力行使を主張する S.P. ムカージー (Mookerjee) に対して、この言葉が武力行使を意味したことを事実上認めている [SWJN 17, 211-212]。

(注46) ネルーの難民視察に随行していた、西ベンガル州政府の難民担当局長 (Secretary to Rehabilitation Department 兼 Rehabilitation Commissioner) であった H. ボンドバッダイ (Hiranmay Bandyopadhyay) の回想では、第1回訪問 (24パルガナ県のボンガオン) の際にはネルーの態度の変化を読み取れなかった。しかし、2度目の訪問でノディア県のラナガートの難民キャンプ (クーパーズ・キャンプ) を訪れた際に、難民が東ベンガルに帰還する可能性のないことをネルーは明確に認識したとしている。しかし、以下に示すように、第1回目の訪問後の3月8日付けリヤーカト宛て書簡で、ネルーは少なくとも自由往来の必要性を認識している [Bandýopādhýāya 1982, 51-59]。ネルーの難民キャンプ訪問の姿は *Des* (ベンガル語, 18 Mar. 1950, 280-282) に報道。リヤーカト首相も、3月22日のラジオ演説で、パキスタンから脱出した人々が帰国することを希望するが、その選択は自由であると述べた [Afzal 1967, 344]。その1月前の2月21日には、ヌルル・アミーン東ベンガル州首相は、難民はインド市民であり、事態の平靜化に伴ない帰国するであろうと州議会で発言していたのである [佐藤

2005, 31, 注69]。

(注47) この時、ネルーがいかに冷静さを失っていたかは、その後の1952年に、パスポート制度の導入がパキスタン側から提示された際に生じた難民の大量流入への、彼の全く対照的な反応からも理解できる〔佐藤 2005, 30-31, 注68〕。ネルーは K.N. カートウジュー (Katju) 州知事宛て書簡で、「東ベンガルのヒンドゥーはタフでない」などと、あたかも 2 年前の出来事は忘れたかのように、言い放っている [SWJN 19, Oct. 13 1952, 607]。

(注48) しかし、その内容は、4 月 8 日のネルー・リヤーカト合意に反映されているので、こうした往復が全く無駄であったわけではない。パキスタン側では、このとき H. S. スフラワルディー (Suhrawardy) が、事態打開の14項目と両国首相の即時会談を提案している [Reuters India and Pakistan Service, 9/3/50, Nehru Consoles Refugees, DO 35/2989]。

(注49) 本節と次節は、別稿「『断崖の縁』から——回避された印パ戦争——」(仮題、未発表) の要約である。詳細な英米外交文書の検討は、別稿にまわす。

(注50) 以下に扱う1950年の印パ関係の危機についての比較的詳細な既存の文献は G.W.Choudhury (1968) の第 6 章。ネルーの対応については Gopal (1979, 81-89)。Gopal (1979) はインディラ・ガンディーによって特に閲覧を許された当時未公開のネルー文書をもとに執筆されたが、ネルー・リヤーカト合意へ至る過程の記述はごく表面的なものにとどまっている。

(注51) 東部国境地域への軍の配備については、佐藤 (2004a, 46-47) 参照。

(注52) この頃、東ベンガルではインド軍がすでにディナジブル県に進攻した [Lāhirī 1968, 218] とか、ハイドラーバード併合を再現する軍事作戦をすでに開始したという噂も盛んに飛び交った [Mitra 2003, 141]。インドによる軍事侵攻の「噂」が、虐殺を恐れたヒンドゥー教徒の難民流出をさらに促したという面は、パキスタン側が強調するが、T. ズィンキンは肯定している (ズィンキンによる Aziz Ahmed との 1950 年 3 月 30 日付け会見記録 [DO 35/2990])。開戦を恐れた西ベンガルの親戚がヒンドゥー教徒に脱出を

勧めたという記述もある [Henderson to the SS, 401, 24 Mar. FRUS5 1395]。

(注53) UKHCI to CRO, No.841, 18 March 1950。この発言を、パキスタン政府は武力行使が切迫していると受け止め、パキスタン政府が英米などにインド政府への働きかけを求める大きな要因となったことは後述する [UKHCP to CRO, No.362, 23 Mar. 1950, DO 35/2989]。

(注54) 3 月 23 日の閣議に対してはプラサード大統領によるメモも残されている [Choudhary 1989, 376-381]。「平和主義者、サティヤーガラヒーとして、武力介入以外のいかなる手段を提起できるだろうか」、「私は光明を見出すことができない、すべての同僚に力を貸してもらいたい」などと述べる。

(注55) UKHCI to SS, CR, Bo.623, 24 Feb.。このとき、海軍と空軍の司令官は英人である (Admiral Parry と Air Chief Marshal Elmhirst)。かれらは諜報報告がはいるまで、計画策定を 1 週間ほど延期することを提案して受け容れられた。両国における英人の指揮官の存在は、危機の回避にとって重要な要因となったが、詳しくは未発表論文 (注49) に譲る。

(注56) UKHCI to SS, CR, No.694, 4 Mar.。

(注57) UKHCP to SS, CR, No.363, 23 Mar.。

(注58) UKHCP to Liesching, 10 Mar.。

(注59) UKHCP to P.C.Gordon Walker, SS for CR, 18 Mar.。

(注60) ミトロの「義勇軍」へのインド政府の援助は、インド側の情報では否定されている (注41参照)。

(注61) UKHCI to SS, CR, No.794, 13 Mar.。

(注62) 印パ駐在の米大使筋は、インドが 6 月のモンスーン開始前に 6 週間の電撃作戦を遂行できる準備を整えたと見ていている [Warren to SS, 213, 24 Mar. FRUS5, 1397]。

(注63) UKHCP to CRO, No.364, 23 Mar.。

(注64) UKHCI to CRO, No.902, 25 Mar.。

(注65) UKHCI to CRO, No.902, 25 Mar.。

(注66) Mr. Gordon-Walker's minute of the 25th Mar. (Serial No. 14/50) to the Prime Minister about the position between India and Pakistan および Chiefs of Staff Draft Minute to Prime Minister, n.d.

後者は内容から3月25日の作成〔DO 35/2989〕。

(注67) UKHCP to SS, CR, No.363, 22 Mar.。

(注68) Warren to SS, 216, 25 Mar., FRUS5, 1398-1399。

(注69) すでに紹介したように、3月23日の閣僚あて覚書で、ネルーは国際的な支持の欠如を強調した。

(注70) ブラサード大統領には、議会の多数を占める議員と自分の考えが一致しない以上、辞任すべきであり、予算の成立後に辞任したいと述べた〔SWJN 14 (1), 131〕。

(注71) ネルーを支持するものは、会議派のなかでも2割程度に過ぎなかったという報告もある〔Despatch No.169 (S/9), 14 Apr. 1950, L.Grafftey-Smith to P.C. Gordon-Walker, DO 35/2990〕。

(注72) アトリーによる返信は3月29日で、ネルー・リヤーカト会談の発表後であった〔SWJN 14 (1), 137〕。

(注73) UKHCI to CRO, No. 909, 25 Mar.。22日の会合の内容は、*Atom*という当時発行されていたタブロイド紙に「すっぱ抜き」がある。英外交筋は記事の信憑性を認めている〔DO 35/2990〕。

(注74) 23日の閣議の声明も、この会合でのネルーの発言もSWJNには収録されていない。ネルーとパテールの往復書簡から読み取れる状況をここに描いた〔SWJN, 14 (1) 26 Mar. 146-150 ; Das 1974, 14-22〕。

(注75) UKHCP to CRO, UKHCI, No. 381, 25 Mar.。

(注76) ネルーはムスリムの運転手としているが、ペアラー（使用人）であった。

(注77) 東ベンガルでは、キャメロン事件がただちに知れわたり、インドの面目を失墜させる「天の賜物」と祝祭気分であった（T.ズインキンによる Aziz Ahmedとの3月30日の会見記録〔DO 35/2990〕。

(注78) S. P. ムカージーは T. ズインキンのインタビューに、3月25日（26日とは言っていない——引用者）の暴動までは、彼は戦争を望んでいたが、25日の後は、そのような強硬な主張はもはや正当化されないとえたと述べた〔Interview given to Mrs. Zinkin, Guardian Correspondent in Calcutta, 26 April 1950, DO 35/2991〕。この証言について、CRO の Fowler は、仮にカルカッタ暴動が発生しなかったら、ムカージー

のような主張が内閣を支配したであろう。これは今後の事態を考えるうえでも重要な証言であるとファイルに記した（2 June 1950）。

(注79) UKHCI to CRO, No.943, 28 Mar.。パテールは、この夜、ほとんど一睡もできなかった〔UKHCI to DUKHC, Calcutta, No.935, 27 Mar. DO 35/2990〕。

(注80) 28日にパテールの回答を得た翌日、ネルーは「ある晩の瞬時の思い付きであなたに書いた（I wrote to you rather on the spur of the moment one night...）」と言い訳がましく書いているが、これが真実に近いのであろう〔SWJN 14 (1), 29 Mar. 156〕。

(注81) ライへの電報と同じ表現である。

(注82) 内務省情報局（IB）副局長のB.N. マリク（Mullik）は、パテールが、国防相とともに軍事介入の態勢を整えたとする。マリクの記述は以下のとおり。ある閣議を前に、内務次官 H.V.R アイエンガル（Iengar）はマリクの意見を求めた。マリクは東パキスタンの河川が軍の内陸への移動を阻み、かえってマイノリティに重大な影響を及ぼすだろう、主要な戦闘があるとすれば、それは西部国境で展開されよう、最善の策は、パキスタンとの合意により東パキスタンのヒンドゥー教徒でそれを望むものにインドに移動させることだと述べた。アイエンガルは同意し、パテールに伝えた。これが影響したかどうかはわからないが、結果的に閣議でパテールは侵攻を主張しなかった〔Mullik 1972, 14-15〕。

(注83) UKHCP の公電〔UKHCP to CRO, No.387, 28 Mar. DO 35/2989〕によれば、リヤーカトの手紙は、インド高等弁務官に26日午前に渡されたが、3日間ダリーには外交袋の配達がないため、手紙はいったん夕刻にリヤーカトに返された。26日夜、手紙はしかるべき人物（safe hand）によって運ばれ、翌27日朝にネルーに届いた。ネルーの電報は26日夜から27日にかけてカラチに届いたために、会合の2つの提案は行き違いになってしまったのである。双方は、直ちに返信をだしたが、これも行き違いになった。

(注84) Henderson to SS, 419, 28 Mar. [FRUS5, 1402] におけるバジュペイーの発言参照。

(注85) 声明の本文は Afzal (1967, 350-356), UKHCP to CRO, No.391, 28 Mar. [DO 35/2990] によ

る。出発前日のラジオ放送による演説も Afzal (1967, 357-358)。

(注86) 3月24日から26日の西ベンガルでの暴動の影響であると確認することはできないが、Dutt (1977, 54) は、リヤーカトも東ベンガルへの難民のさらなる流入は耐えがたいと判断して、ネルーとの会談を考えたと記述する。S.P. ムカージーも同じ指摘をしている [Interview given to Mrs. Zinkin, Guardian Correspondent in Calcutta, 26 Apr. 1950, DO 35/2991]。しかし、パキスタン指導部の危惧は、西パキスタン、とりわけスindh州と首都カラチへの難民流入にあったであろう（以下の注95参照）

(注87) UKHCI (Acting) to CRO, No.2115, 7 Aug. 1950.

(注88) UKHCP to SS, CR, No.463, 10 Apr.。

(注89) UKHCI to SS, CR, No.1066, 8 Apr.。この会談では、印パ間の貿易問題も取り上げられたが、ジュート、綿花の個別の品目についての意見が交わされたのみで、この会談の際に設定された今回のカラチにおける首脳会談（5月26-27日）に持ち越された。会談内容の最もまとめた報告は Despatch No.169 (S/9), 14 Apr. 1950 (L.Grafftey-Smith to P.C. Gordon-Walker) [DO 35/2990]。

(注90) 上記 Despatch No.169 (S/9) では、軍の配備問題に深く触れことは、会談がインドの軍事圧力のもとで行われたという印象を与えることにつながりかねないという配慮も、パキスタン側にはあったとする。ヘンダソンは Henderson to SS, 486, 8 Apr. [FRUS5, 1407] で、ネルーの言とは逆に、インド軍に関するパキスタンの疑惑が晴れなければ、合意の成果は帳消しになろうと分析している。なお、ごく一部の兵力は6月になって東に移動したが、基本的な配備を変えるものではなかった [UKHCI to War Office, unnumbered, 12 June 1950, DO 35/2991]。

(注91) UKHCI to CRO, No.1048, 6 Apr.。

(注92) Extract from record of conversation between Mr. Garner and Mr. Ikramullah on 2.5.50.

(注93) UKHCP to CRO, No.450, 7 Apr.。パテールもこの案に反対したとされる [UKHCP to SS, CR, No.462, 10 Apr. DO 35/2990]。

(注94) ただし、インド東部州におけるマイノリティへの暴力の処罰などの事項は、必要に応じてインドの他の州にも及ぼされたとした合意の D 項は、パキスタン側の要求に多少応えたものである [UKHCI to CRO, No. 1070, 10 Apr. DO 35/2990]。UKHCP はパキスタンの譲歩をインドの新聞がリークした場合、リヤーカトは窮地に陥るとした [UKHCP to SS, CR, No.462, 10 Apr. DO 35/2990]。Despatch No.169 (S/9)（上記注89）では「幸い国内では、このことがいまだ知られていない」としている。4月10日の制憲議会での合意に関する説明で、リヤーカトは、この措置が西ベンガル、アッサム、トリブナに限定されていると明確に述べた [Afzal 1967, 359]。

(注95) スindh州では、ジェイコバードでの、流入したムスリム難民とヒンドゥー教徒との衝突、カラチの路頭に溢れた難民によるカラチ市役所の襲撃などが合意直後の5月から8月にかけて発生した。ジェイコバードの事件については、UKHCP to CRO, No.607, 9 May [DO 35/2990], Mukhi Chiman Das Tekchnad, President of Jacobabad Hindu Panchayat の声明 [DO 35/2990], Draft Note (Indo-Pakistan Relations), 19 June, 1950, CRO [DO 35/2991] など。また、カラチでの難民暴動は *The Times* (17 Aug., 1950), DO 35/2991。

(注96) バジュベイーはパテールの支持なくしては、合意は不可能であったとする [Henderson to SS, 486, 8 Apr. FRUS5 1406]。リヤーカトとの会談中、ネルーが常時連絡を取ったのは、パテールのほか、G. アイヤンガル (Ayangar), M. アーザード (Azad), R.A キドワイ (Kidwai) であった [Dutt 1977, 55]（ベンガル出身閣僚である S. P. ムカージーと K. C. ニヨギーは相談されていないことが解る）。パテールのカルカッタでのラジオ演説は Have faith in human goodness と題されて Government of India (1967, 83-89) に所収。

(注97) こうした噂の出もとのひとつである社会党系の *Janata* 紙に対して、ジャヤプラカーシュ・ナーラーヤン (Jayaprakash Narayan) は、「パテールは当初、ネルー・リヤーカト会談にほとんど積極的ではなかったが (not all keen), 後段になって彼も参加し

た会談が結論を得ると、かれは合意に一点の曇りもない衷心からの支持を与えた」と紙面の内容をつよく批判した [Chopra 1999, 122]。

(注98) 難民政策転換の事実上の表明として、中央政府の難民定住担当相は、M. サクセーナ (Mohanlal Saksena) から、A.P. ジャイン (Ajit Prasad Jain) に交代した [Bandyopādhýáya 1982, 58]。1950年6月1日であった。Jain (1965, 88-89) も参照。

(注99) 1948年4月の自治領間協議の際にパキスタン側の代表G.ムハママドがパキスタン国家は政教分離国家 (a secular state) であると発言したことが議事録には残されていた (前稿注60参照)。A項に関する両者の興味深いやりとりは、佐藤 (2004a, 50-51)。

(注100) 訪米時のリヤーカト発言、および伝えられる米のパキスタン武器供与、それにパキスタンによる難民受け入れの停止が、合意成立後の「ハネムーン」を終わらせたとの論評は UKHCl to CRO, No.1532, 26 May [DO 35/2991]。リヤーカトの訪米とインドの反応、それに対する米国務省のかなり突き放したコメントについては、FRUS5 (1408-1415)。その後、ワシントン駐在のイスパハニー・パキスタン大使が、「1950年3月を凌ぐ印パ関係の悪化」とアチソン米国務長官に誇大に訴えている会談記録がある [Oliver Franks to Ernest Bevin, 24 July 1950, DO 35/2991]。

(注101) 難民の財産権の保障は、難民流入による土地圧力を懸念し、帰国の誘因として重視したという指摘 [Alexander 1951, 82] や、インド政府や西ベンガル州政府が、ネルー・リヤーカト合意の実行を重視したのは、州政府の負担となる下層難民が、可能な限り東ベンガルに戻ることを望んだためであるという辛らつな指摘もある [Mitra 1991, 141]。

(注102) 調査委員会報告は1951年3月に東西ベンガル同時に発表される予定であったが、両州政府が互いに相手の報告書を不満としたため、公表されなかった。西ベンガル州政府は、東ベンガルの報告書が、暴動の原因をもっぱら共産主義者に帰していることを不満とし [Hindusthan Times, 3 July 1951]、東ベンガル州政府は、西ベンガルの報告書が、具体的な改善勧告を示さず、ヒンドゥー・マハーサバーと同じ観点に立っていると批判した [Basil Greenhill, Acting DUKHC,

Dacca to R. R. Burnett, Acting UKHCP, 18 July 1951, DO 35/3009]。東ベンガルで出された当時のベンガル語の資料、Kaṅkāl (1951, 90) も暴動の責任が共産主義者に転嫁されていると非難した。

(注103) これは、インド側のバジュベイの提案になるものとされる [UKHCP to CRO, No.450, 7 Apr. DO 35/2990]。

(注104) ビッシャスはカルカッタ大学の副学長も経験した法律家であり、独立前の有名な「ボワル・サンニヤシー事件 (Bhowal Sannyasi Case)」のカルカッタ高裁における担当判事の1人であった。ビッシャスのほか、極東軍事裁判で有名なR. B. パル (Radha Binod Pal) も候補に上がっていた。パルの任命についてのバテールとネルーのやりとりは、佐藤 (2004a, 53) 参照。

(注105) 巡査、副警視 (Sub-Inspector) など69名が解雇、減給処分を受けたことは EBLAP V (2) (6 Nov. 1951: 228-231) にもみられる。

(注106) ビッシャスによる報告は6月のマリクとの12日間の合同視察に関するものが、*The Statesman* (11 June, 1950)。9月のものは、Das (1974, 150-154) 参照。合意以降の難民の流入状況とその階層化、難民による残置財産問題などは、佐藤 (2004a, 54-58) 参照。

(注107) パキスタン市民権法 (The Pakistan Citizenship Act, 1951) は、1951年4月13日に施行された。1952年の改正により盛り込まれた第3条 (d) では、同法の施行前にインドから流入した (migrated) ものへの市民権賦与を定め、第6条第(1)項は、同法の施行後1951年12月31以前の流入者が居住証明をもとに、市民権を登録できることを定めている [Husain 1958, 206-207]。

(注108) パスポート・ビザ制度が導入された際に、ダカのムスリム連盟政府系紙 *Morning News* は “Last ties with Bharat severed”, “an historic event, making Pakistan a full-fledged sovereign State” と報じた [Extract from Fortnightly Report No.22 for the Period ending the 25th October, 1952, from the DUKHCP, Dacca DO 35/6644]。パスポート・ビザ制度導入とその政治的背景については、DO35/6644および佐藤 (2004a, 58-61) 参照。

文献リスト

<日本語文献>

- 白田雅之 1994. 「ジョゲンドロナト・モンドルと不可触民運動」内藤雅雄編『解放の思想と運動』(叢書カースト制度と被差別民 第3巻), 明石書店, 81-150.
- 佐藤宏 2004a. 「南アジア東部地域における宗派暴動と難民」荒井悦代編『東部南アジア地域の地域関係』調査研究報告書, 地域研究センター 2003-IV-05, アジア経済研究所, 1-74.
- 2004b. 「南アジアにおける難民と国籍」『地域研究』, 第6巻第2号, 国立民族学博物館地域研究企画交流センター, 101-125.
- 2005. 「南アジアにおけるマイノリティと難民――国民国家形成期における東西ベンガル――」『アジア経済』第46巻第1号, 2-34.

<英文文献>

- Afzal, M. Rafique ed. 1967. *Speeches and Statements of Quaid-I-Millat Liaquat Ali Khan [1941-51]*. Lahore: Research Society of Pakistan, University of Panjab.
- Alexander, Horace 1951. *New Citizens of India*. London: Oxford University Press.
- All India Convention on East Pakistan Minorities 1964. *Report, All India Convention on East Pakistan Minorities*. New Delhi.
- Bagchi, Jashodhara and Subodhranjan Dasgupta eds. 2003. *The Trauma and the Triumph, Gender and Partition in Eastern India*. Kolkata: Stree.
- Baruah, Lily Mazinder ed. 1992. *Lokopriya Gopinath Bordoloi, An Architect of Modern India*. New Delhi: Gyan Publishing House.
- Biswas, Sukumar 1993. "Hindu-Muslim Relations in Bangladesh and West Bengal 1947-71: A Comparative Study." In *Religion and Politics in Bangladesh and West Bengal, A Study of Communal Relations*. Biswas, Sukumar and H. Sato. JRP Series No.99. 1-82. Tokyo: Institute of Developing Economies.
- Chakrabarty, Saroj 1974. *With Dr. B. C. Roy and Other Chief Ministers (A Record up to 1962)*. Calcutta: Benson's.
- Chopra, P.N. 1999. *The Collected Works of Sardar Vallabhbhai Patel, Vol. XV (1 January 1950-15 December 1950)*. Delhi: Konark Publishers.
- Choudhary, Valmiki ed. 1989. *Dr Rajendra Prasad: Correspondence and Select Documents, Vol.12 (January to June 1950) Presidency Period*. Bombay: Allied Publishers.
- Choudhury, G. W. 1968. *Pakistan's Relations with India 1947-1966*. London: Pall Mall Press.
- Dani, Ahmad Hasan 1962. *Dacca, A Record of its Changing Fortunes*. Dacca: Crescent Book Centre.
- Das, Durga 1974. *Sardar Patel's Correspondence 1945-50*. Vol. X. Ahmedabad: Navajivan Publishing House.
- Das Gupta, Jyoti Bhushan 1958. *Indo-Pakistan Relations 1947-1955*. Amsterdam: Djambatan N.V.
- Dutt, Subimal 1977. *With Nehru in the Foreign Office*. Calcutta: Minerva Associates.
- Gopal, Sarvepalli 1979. *Jawaharlal Nehru, A Biography, Volume Two 1947-1956*. London: Jonathan Cape.
- Guha, Samar c.1951. *Non-Muslim behind the Curtain of East Pakistan*. Dacca: East Bengal Minorities' Association.
- Hasan, Mushirul 1997. *Legacy of a Divided Nation, India's Muslim since Independence*. New Delhi: Oxford University Press.
- Husain, Mazhar 1958. *The Laws Relating to the Foreigners in India and the Citizenship Laws of India and Pakistan*. Lucknow: Eastern Book Company.
- Indian Commission of Jurists 1965. *Recurrent Exodus of Minorities from East Pakistan and Disturbance in India, A Report to The Indian Commission of Jurists*. New Delhi.
- Jain, Ajit Prasad 1965. *Rafi Ahmad Kidwai, a Memoir*

- of his Life and Times.* Bombay: Asia Publishing House.
- Jawaharlal Nehru Memorial Fund. *Selected Works of Jawaharlal Nehru [SWJN]*, 2nd Series, Vol. 13 [1992], Vol.14, Part1 [1992], Vol.14, Part2 [1993], Vol.17 [1995], Vol.18 [1996]. New Delhi.
- Lambert, Richard D. 1951. *Hindu-Muslim Riots*, Ph. D. dissertation, University of Pennsylvania.
- Madhok, Balraj c.1954. *Dr. Syama Prasad Mookerjee, A Biography*. New Delhi: Deepak Prakashan.
- Mitra, Asok 1991. *The New India 1948-1955, Memoirs of an Indian Civil Service*. Bombay: Popular Prakashan.
- Mitra, Nalini 2003. "Partition and associated memories." In *The Trauma and the Triumph, Gender and Partition in Eastern India*. eds. Jashodhara Bagchi and Subodhranjan Dasgupta, 137-142. Kolkata Stree.
- Mullik, B. N. 1972. *My Days with Nehru 1948-1964*. Bombay: Allied Publishers.
- Rahman, Md. Mahabubar and Willem van Schendel 2003. "I am not a Refugee": Rethinking Partition Migration." *South Asian Studies*, Vol. 37, No.3, 551-584.
- Sato, Hiroshi forthcoming. "Normative Space of the 'Politics of Citizenship' in Eastern India." In *Elusive Borders: Changing Subregional Relations in Eastern South Asia*. ed. Etsuyo Arai. Tokyo: Institute Developing Economies.
- Stephens, Ian 1953. *Horned Moon, An Account of a Journey through Pakistan, Kashmir, and Afghanistan*. London: Chatto & Windus
- Voice of New India 1966. *A Tale of Woes of East Pakistan Minorities*. Calcutta: D. R. Sen.
- Zinkin, Taya 1962. *Reporting India*. London: Chatto & Windus.
- <政府刊行物>
- East Bengal Legislative Assembly, *Assembly Proceedings, Official Report (EBLAP)*.
- East Pakistan Legislative Assembly, *Assembly Proceedings, Official Report (EPLAP)*.
- Government of Bengal, Political Department 1930. *Report of the Dacca Disturbances Enquiry Committee 1930*. Calcutta.
- Government of Bengal, Home Department 1942. *Report of the Dacca Riots Enquiry Committee*. Calcutta.
- Government of India. *Jawaharlal Nehru, Letters to Chief Ministers (JNLC)*. Vol.1 [1985], Vol.2 [1986], Vol.3 [1985]. New Delhi.
- Goverment of India, Ministry of External Affairs 1994. *India, Bilateral Treaties and Agreements, Vol.1: 1947-1952*. New Delhi: SIBA EXIM PVT.
- Government of India, Ministry of Information and Broadcasting, Publication Division.
- 1967. *For a United India Speeches of Sardar Patel 1947-50*. New Delhi.
- 1984. *The Collected Works of Mahatma Gandhi*. Vol. 90. New Delhi.
- United States Government Printing Office 1978. *Foreign Relations of the United States 1950, Vol. V The Near East, South Asia and Africa [FRUS5]*. Washington.
- <英公文書館 (The National Archives) 文書>
- DO 35/2989 Communal troubles in East and West Bengal 1950: India-Pakistan relations
- DO 35/2990 Communal troubles in East and West Bengal 1950: India-Pakistan relations
- DO 35/2991 Communal troubles in East and West Bengal 1950: India-Pakistan relations
- DO 35/2992 Communal troubles in East and West Bengal 1950: India-Pakistan relations
- DO 35/2993 Communal troubles in East and West Bengal 1950: India-Pakistan relations
- DO 35/3009 India-Pakistan relations: communal situation in East and West Bengal
- DO 35/6644 Migration from East Bengal following introduction of India-Pakistan passport system
- FO 371/84246 Bengal disturbances

FO 371/84247 Bengal disturbances

FO 371/84248 Bengal disturbances

FO 371/84249 Bengal disturbances

<ベンガル語文献>（英語アルファベット順、翻字方式
は米議会図書館方式に一部を除き準拠した）

Bandyopādhvāya, Hiranmāya 1982. *Dāh Bidhāncandra*

Rāyer Sānnidhīye. Kalikātā: Nabapatra Prakāśan

Kaṇkāl c.1951. *Jinnābāder Garār Kathā*. Islāmpur
(Maẏamansinmha) : Kaṇkāl Pābliśār.

Lāhirī, Prabhāś Candra 1968. *Pāk-Bhārater Ruparekhā*.

Nadiyā: Sāma Prakāśanī

〔付記〕本稿は、平成15年度「東部南アジア地域
の地域関係」研究会（主査：荒井悦代）の成果の
一部である。

（南アジア研究者、2004年9月7日受付、11月25
日レフェリーの審査を経て掲載決定）